

平成29年第9回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

1. 招集年月日 平成29年12月4日(平成29年11月28日告示)
2. 招集の場所 邑南町役場 議場
3. 開 会 平成29年12月14日(木) 午前 9時30分
散会 午後 3時24分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	洲濱 浩敏	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学	福祉課統括課長補佐	井上 涼子
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	大橋 覚
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局管理監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成29年第9回邑南町議会定例会議事日程(第4号)

平成29年12月14日(木) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

平成29年第9回邑南町議会定例会(第4日目)会議録

平成29年12月14日(木)

—— 午前9時30分開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布をしたとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。10番清水議員、11番辰田議員お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(山中康樹) 日程第2、一般質問を行います。通告順位第4号、亀山議員登壇をお願いします。
- 亀山議員(亀山和巳) 議長。
- 議長(山中康樹) 12番、亀山議員。
- 亀山議員(亀山和巳) はい、12番亀山でございます。皆さんおはようございます。ええ、私は半年ぶりの登壇であります。9月には準備はしておりましたが、私のミスで通告、ああ、書を出す時間を間違えまして、遅れて9月はパスしてしまいました。今日は2回分をまとめてやりますが、3項目あるんで、ええ、ちょっと急ぎ足で進みたいと思います。ええ、まず第1点は、ええ、答申から2カ年以上計画して、経過している行財政改善審議会答申の取り組み状況はどうかということです。これはもう先ほども同僚から指摘されました、もう3年経つとるよ言われたんですが、これは9月に出そう思いましたんで、2カ年以上ということになっております。ええ、この問題につきましては、山中議長が昨年ちょうどこの議会で町の29年度の予算編成にあたって、大所高所から質問をされたこと、今日はそのう、こん、それ以降の経過についてお伺いしたいと思います。平成28年の当初予算は1億4千4百万円の歳入不足で赤字予算を計上することとなり、財政調整基金を取り崩して対応しておりました。それで、29年度予算編成では、ええ、27年の決算ベースの97%を各課からの要求として指示をして、3%カットで進められてまいりました。それでその時にまたありましたのは、行政自ら内部経費の削減で、行政改革を推進しているとか、町単独の団体活動、当然自治会活動も含まれますがそれへの補助金はゼロベースで見直したということでありました。このゼロベースが町内ではいろいろあのう、話題をかもしましたが、その時にも財政担当課長からは、しっかりした説明がありましたが、ええ、やはり町民さんの方にはそのことが届いていないように思います。それと審議会答申が求めた行動計画の策定。その公表についても前向きな答弁があったと理解しておりますが、その後の、ええ、進捗状況についてまずお伺いいたします。
- 服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、議員おっしゃいましたように、ええ、ま、あのう、ご質問にもお答えをして以来ですね、特に大きな変動はございませんけれども、あの、この27年7月にいただきました答申に基づきまして、まあ、いろいろと、ええ、改善計画等をですね、あのう、部内で協議をしながら、検討してまいりましたけれども、ええ、実際合併以来、あのう、このあのう、行財政改革につきましては、三次目を迎えまして、なかなかもう、あのう、これといって大きな、あのう、方策がないのがまあ、現状で一つはございます。そのために一つは、あのう、職員の給料につきましては、あのう、給料表の総合的見直しを実施を、もう既にしておりまして、減額にも、あのう、その成果を出しておるといこともございますし、今言われました、あのう、町の単独の補助事業分につきましては一度、あのう、ふるいにかけまして、もう一度、あのう、補助、相手方の団体ともよく協議をしてですね、あのう、もう一度必要な、あのう、その補助の形はどういうものなのかということをもう一度精査をしましょうということをやっておりましたけれども、ええ、すぐにそれが解決できるものもございすし、なかなかあのう、検討状況が進まない、あるいはあのう、まだ内部の協議がまだ煮詰まっていないものもやっぱりございますので、やはり慌てずにですね、あのう、きちんとした結果を導きたいとは思っておりますが、ええ、そのためなかなか進捗を見ておりません。ええ、またあのう、言われましたように、ええ、毎年度の当初予算におきまして、通常かかります経常経費に与える一般財源の所要額を極力抑えるようにというふうな財政の計画を持っておりますので、こうしたものを総合的に行ってですね、あのう、今後のあのう、改善のほうへ進めていくの、いく形で今進捗させております。ええ、ただ、言われました行動計画につきましては、あのう、前回の時にも申し上げましたけれども、あのう、この言いましたように三次の改善の計画でございますので、なかなかこれといった、あのう、大きな題材はございませんで、あるとするならば今思っておりますのは、ええ、公共施設と状況調、ああ、ああ、こう、こう、ええ、失礼しました、公共施設と総合管理計画の中の個別計画を、ええ、早急に策定をしてですね、ほんとにこの、あのう、町で必要な施設はどういうものがどういう形態で、ええと、維持されていくのが適切なのか、あるいはことによっては、それをまた住民の方々に負担を求めることもあるかも知れないという、そういう具体的なところをですね、きちんと出していく必要がありますして、ええ、それをえと、私のほうとしては、あのう、行動計画を立てるその題材に大きな基本になりますので、それを待っている状況でございますので、ご理解をよろしくお願いします。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、今ただ、ええ、答弁いただきましたが、やはりあのう、去年の春、ああ、春じゃない、去年29年度予算編成にあたって、各種団体のほうへ、あのう、補助金のゼロベースでいうと、あのう、提示されたことが大きな、あのう、話題として挙がっております。その場合には、あのう、先ほど課長から答弁があり

ました内部で一般経費を削減しとるんだということが、なかなか町民には伝わっておりませんでしたので、なんで役場の中が削減せんに町民へその負担を求めるんかという批判の声を聞いたことも確かであります。ええ、そこで答弁の中でありました、公共施設等の総合管理計画策定、これについては、あのう、去年の、あのう、議事録、それからあのう、課長はそういうふうに答弁されております。これがまだできんのでこれが重要な要素になるんで、これができるのを待って行動計画を立てると言われています。そいでこの総合管理計画の、が策定されたのは今年の3月であります。3月にできて今12月です。そいで、その検討内容を今で言うのと待つとる言われましたが、どういうふうにこれを進めようとされるのか。もう半年以上たつとります。策定できてから。それともう一つ、ええとあの時、あのう、山中議長が指摘されました、歳出だけでなしに、歳入面についても検討が必要ではないかということで、歳入未済額、年々膨らんでいくこの歳入未済額についての指摘もその時にされております。その時の答弁では、債権管理条例を制定して取り組むということが言われておりましたが、そのことについても今の状況をお聞かせください。

●朝田管財課長(朝田誠司) 番外。

●議長(山中康樹) 朝田管財課長。

●朝田管財課長(朝田誠司) ええ、まず、公共施設等総合管理計画の状況でございますけれども、本町の公共施設の現状を把握、把握し、将来に渡っての公共施設のあり方を検討するための基本計画として、平成29年3月に邑南町公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。まあ、この基本計画に基づきまして、各施設の長寿命化計画等の個別計画の策定を今後進めていくこととなります。インフラ等につきましては、すでに計画を策定して計画に基づいた施設の更新等に取り組んでいるものもございます。個別計画は所管課ごとの対応となりますけれども、これには予算措置を伴うものとなりますので、財政協議の元進めていくこととなると考えております。次にあのう、債権管理のことでございますが、まあ、各課であのう、日頃から各種債権につきまして徴収事務にあたっているところでございまして、まあ、税、保険料、使用料、貸付金などその種類は多岐に渡っておりまして、まあ、それぞれにおきまして適用法令も異なっており複雑になっておるものでございます。8月に町内各部署より選出されました担当者を集めて、第一回税外債権管理ワーキンググループ会議を開催し、11月に第二回会議を開催し、税外債権ガイドラインについて検討を行ったところです。この会議では債権をそれぞれに整理して統一的なガイドラインにまとめ、各課連携した債権管理に結び付けようとするものでございます。まずは債権管理の基本となる債権の区分の明確化をはかり、債権の区分に応じた管理手法の体系化を行うとともに税外債権の管理に関するガイドラインとして取りまとめ、法令等に準拠した債権管理を各課統一した視点で連携して行い、未収金の回収や滞納の抑制あるいは債権管理条例の制定等、債権管理の適正化に向けた取り組みにつなげていきたいと考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、公共施設等の総合管理計画策定以降のその計画につ

いては、今後は取り組むということですが、それはいつまでにできるか見通しを教えてください。それと債権管理条例について、今管財課長が答弁をいただきましたが、債権管理、まあ、いろいろ各課それぞれあると思いますが、町の財務、本町の財務規則、財務規則では債権管理者は財政課長となっておりますが、今後このさい、ええ、債権管理、債権を減していくことについてはどっちが担当していくんでしょうか。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、今現在の、あのう、規則の方で掲げております、あのう、企画財政課長の役割りといったしましては、あくまでも、あのう、全体を、あのう、見てですね、その債権の管理を、債権の管理と言いますか、適切に収納されているかどうかというそういう管理でございます。基本的に、あのう、個別のですね、あのう、債権の管理につきましては、今は実際は担当課のほうで、個々に行っておりまして、取り扱いもまあ、あのう、様々でございます。よってこれを一つに集約をかけてですね、統一的なかん、見解によって、きちんと管理をして、きちんと収納していこうという役割を持たすために、この債権管理条例を制定しようとするものでございまして、ええ、この制定につきましては、あのう、今ある管財課のほうにその役目を担ってもらっておりまして、それはあくまでも管理条例を制定することございまして、できた段階で、では、どこがその債権を一括して管理していくのというのはまたあのう、機構にも関わることで、改めて考えさしていただこうと思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、今の答弁ですと、ええと、条例を、管理条例を制定して、総括しては、あのう、ききか、ああ、じゃあないわ、管財課が担当すると言われましたが、えと、この財務規則ではあ、例の、あのう、徴収とかいうようなものについて、ええ、155条で保全および積み立て、おう、取り立て等もここに明記されておるんですよ。そうすると実際のその債務を回収する業務についてはここに規定しておる、151条に規定しておる財政担当課長が行うべきで、とこれに定義してあると思うんですが。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、今の規則の中での企画財政課長の立場は、あのう、各課、各係においてですね、あのう、債権の、あのう、徴収をしておるところをですね、一括にあのう、財政の担当としてですね、あのう、持っておるものでございまして、言いましたように、あのう、この債権管理条例につきましては、全体を統括してきちんと管理をしていこうという、あのう、税外債権についてですね、していこうというものでございますので、ええ、これがあのう、きちんとでき上がって、それじゃあどの部署でそれを、役割を担っていこうとするのが決まりましたら、当然、あのう、その役割については、あのう、条例のほうへふって、機構のほうにもまたふっていくということで、そこに、あのう、改めてその権限が付与されるものと思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、先ほど聞きましたが、ええと、行動計画の策定見込みの時期、それと今答弁いただきました債権管理条例の設定、ああ、制定はいつ頃やろうとしておるのか、時期を教えてください。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、あのう、個別計画につきましては、ええ、ガイドラインを今年度中にまとめる予定であるようですので、本年度中にガイドラインをまとめてですね、ええ、来年度から着手を始めてなるべく早い時期に、あのう、個々の施設の管理計画については策定をしていきたいなというふうに考えておるようです。また、あのう、実際の行動計画につきましては、あのう、まあ、そのう、個別計画に頼るところも、言いましたように大きいんですけれども、ええ、それと併せまして実際あのう、このう、行財政改革を行わなければいけないというほんとうの、あのう、もともとのあのう、原因はやはり、あのう、当初あのう、設立時に、ちょう、町の設立時に、あのう、掲げておりました、サービスは高く、負担は低くという元々の根底にあるものをですね、少しずつ調整をしていく必要があるということで、ええ、まず始めたのは、ええ、町の単独補助事業の見直しでございまして、なかなか進められない、言われましたように自治会の補助金ではですね、なかなかあのう、進めていけないところもありますので、じっくりとやっぱりやっていく必要があろうかと思ひまして、それ実際それを行動計画にはと言われますとなかなかまだあげられ、上げることができない現状だろうと思っております。ああ、失礼いたしました。ええ、ガイドラインを策定するのが債権管理条例のガイドラインのことでございました。失礼いたしました。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、後の課題もありますんで、これは、ええと、このへんで今後急いでやってもらうことを期待するわけですが、それで最後に町長にお伺いします。ええ、この9月の、ああ、29年度の予算編成については、ええ、町民のほうに痛みを感じる補助金の、あのう、ぜ、ゼロベースからの査定ということがありました。しかし、ええとこれまでずっと行財政改革の大綱を作ってこられた中で、特に18年の、にできた行政大綱、改革大綱の中では状況を公表し、町民の理解と協力を得ながら推進するとあります。それと昨年の山中議長への答弁の、町長の答弁の中で、何事も成果主義で評価もきっちりしていくと、行動計画をできるだけ早めに示してしっかり説明責任を果たしてから実施していくと言われております。特に町長がいつも言われるメリハリをつけた予算、これには町民の理解がないとなかなかそのメリハリ、どこがあのう、重点なんか、どこをけずらにやあいけんのかというところが町民に理解できません。早い時期にこの行動計画を策定してそれで町民に示すべきではないでしょうか。補助金カット等もこの行動計画ができて、それから理解を求めて、そう図るのが筋ではなかったのかと思いますが、今後の町長の、あのう、考え方についてお伺いします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、まあ、町民の方々にはやはりこういう問題については、あのう、できるだけ丁寧に分かりやすく説明する義務があるというふうに、まあ、思っています。まあ、そのあたりが少し不足しているというご指摘については、やっぱり謙虚に受け止め、今後もそういうところはしっかりやっていきたいなというふうに、まあ、思っておりますし、今おっしゃるようにこの部分は頑張るけどこの部分は少し辛抱してくれとそういった形での説明というのは非常に必要なことだなあというふうに、まあ、思っておりますので、ご理解をたまわりたいと思います。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、それでは債権管理については今年度中にということで、行動計画について言えば具体的な時期は示していただけませんでした。この審議会の答申の四つの大きな柱の中にあります、一つは事務事業の見直し。これは内部で進めていただかなければならないと思います。そいから2番目には公共施設の管理運営等の見直し、これも先ほどの答弁の中でありましたことです。ほいで3番目に組織、機構の見直し及び定員管理給与等の適正化。4番目には公正、信頼性の確保と透明性の向上ということ。これを答申の中で大きな柱として示されております。この趣旨に基づいてできるだけ早い時期に、もう答申が出されて3年経っておる、ですから、ええ、早い時期に、あのう、町民へその行動計画が示されることを求めてこの問題は終わりたいと思います。ええ、続いて防災行政無線を更新する計画の検討状況はどうであろうかという質問ですが、これも昨年の12月に私がこれ登壇して、ええ、町の考え方を伺ったわけですが、その時にもいろいろ、あのう、提案というか注文つけとります。システムの選択にあたっては慎重を期してほしい。それとその情報を受ける側の立場になって町の広報が充分、今の状況で徹底できておるのか、そういうこともこの度の防災行政無線を更新するにあたって検討してほしいと要望を申し上げておりましたが、これまでのその検討状況と今後のスケジュールについてまずお伺いします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、この防災行政無線の更新にあたりましては、これまでも議会のほうへは定期的に状況をお知らせしてきております。ええ、またあのう、内容にお示ししておりますように、その提案されている内容はそれぞれ方式が様々でございまして、そういう点からもコンサルのほうに依頼をいたしまして、その評価していただき意見を伺ってるのが今の現状でございまして。こうしたことを基に、今回の総務教民常任委員会の資料のほうへ今後の大まかなですね、考えておりますスケジュールについてお示しをしております。ええ、それを見ていただくと最終的には平成31年度の事業着手を目標としておりますので、それに向けて、平成30年度には指名によるプロポーザルをなるべく早い時期に実施をいたしまして、方式と優先業者を選定したいと考えております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええと、先ほど伺いました、聞く側の町民にとってどういった方式が一番ベターなのかということについての検討がなされたか、ということの答弁がいただいております。それを一ついただきたいのと、今言われた計画でいくともうすでにその方式は、あらかじめコンサルタントのその評価によって決定がなされておるのか、あくまでも防災無線、今のアナログ無線のデジタル化を中心に置いて前に進んでおるのかというその方針を教えてください。二つ。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、これまで資料のほうでお示しをいたしておりますように、ええ、それぞれの方式、いろんな方式がございます。ええ、その方式はまだ、あのう、どれがほんとにこの町の、この、あのう、地理条件に適しているのかというところはまだ、ええ、十分に判断はできておりません。まあ、あのう、その提案いただいている、あのう、方式それぞれですね、いいところもあれば、あのう、悪いところもやっぱりあります。そういう面を相互比較しながらやることになっております。よってあのう、まだ何も決めておらん状況でして、その決める題材として、来年度プロポーザルを行ってですね、その方式と、あのう、優先業者を決めていこうという計画にしておりますので、今だ何も決まってる状況ではございません。あのう、言われますように今のアナログをデジタルにするという、これはまあ、昔からの基本的な考えでございましたけれども、示される方式はいろんなものがございまして、どれがこの町にあっているかを再度、あのう、正式にはプロポーザルにおいて決めていきたいなというふうに思っております。ええ、また住民向けのものを配慮してあるだろうか、どう、どうだ、ああ、あるだろうかということなんですけれども、ええ、今現在のこの時代で提案されますものは、あのう、いろいろなパターンで住民の皆さま方にその情報を提供できる形になっておりまして、ええ、それは従来のような戸別、家庭における戸別受信機であったり、それまあ、種類もたくさんありますけれども、あるいはあのう、その一方でスマートフォン、タブレットのほうへ配信されるパターンもそれぞれすべての方式には、ええ、そのことが加えられておりまして、ええ、十分加味されてるもんだとは思っておりますが、まあ、これからまたひょっとしたらまだこのう、1年をかけてですね、新しい方式が出るかも知れませんが、まあ、それらを見ながらですね、住民の方々の受け取る側のことも大切でございますので、また、ええ、多面的に使用できるものもまた大切でございますので、いろいろな方面で考えていきたいと思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、そいで今検討されとるのはほとんどがそのう、ええ、防災行政無線のハード面での検討だろうと思うんですが、それでこれまで検討して今までずっと私たちも勉強してきた結果ですが、邑南町が合併当初、防災無線の整備をしました。あれは4億近くかか、4億以上かかったんかと思います。5億だったですか、ああ、そ

うですか。それでそれだけの経費を、巨費を投じたのに10年経ったらもう部品がないですというようなことに私たちは大変驚いとるんですよ。それだけまあ、そのう、あのう、電子、電子じゃあない、そういった機器が年々更新されてすぐに陳腐化していくことは理解はできますが、こういった重要な機器が10年で5億もかけたものがすぐ10年経ったらお釈迦になるようなことはちょっとあのう、理解できんところがあるんですよ。ほいで今後デジタル化されるにあたって巨額なその財政負担が生じると思うんですが、一応今聞いておりますところ、デジタル防災無線のすべての機能は備えず、制限した機能でやっても6億から7億と聞いておりますが、この巨額な投資については財政面ではどういうこの町の財政に影響を及ぼすものか、前にも少し、あのう、去年も聞かしてもらいましたが、今のところでの状況、交付税も下がっていく、また町においては、ええ、近いうちに、あのう、ごみ処理場の建設、それとこの前提案されました邑智病院の本館の建て替え、大きな建設事業も抱えておる中で、この防災無線にそれだけの巨費を投じる余裕があるのか、いかにその資金繰りをしようとされておるのか、その点について伺います。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、まあ、町に与える財政の影響に関してだと思っておりますけれども、ええ、まあ、あのう、事業費の、事業の予定はですね、方式によってその額に大きく差があります。それはランニングコストも含めてです。大きな差があります。ありますが、現在は、あのう、特にまあ、その制限は設けておらずに、提案を受け付けておりますけれども、ええ、いずれにしても初期の投資につきましては、あのう、防災減災事業債の対象になるものを選択する必要がありますので、ええ、それを選択したいとも考えております。ただ、この償還費と以後にかかりますランニングコストを踏まえますと、やはりあのう、今後の財政にも大きく影響を与えるものでございますので、言われましたように、事務組みの新たな事業等もありますので、ええ、将来的な影響も考えますと、ええ、財政的にも慎重に考える必要があるとは思っております。ええ、ただ、ええ、住民の方々の安全と信頼性の確保、これについては財政負担を一応考慮しなければいけませんけれども、そうしたものと一緒に合わせて総合的にですね、その判断をし、検討すべきものと思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、昨年の12月にはざい、企画財政課長のほうから他の事業に影響がないように今の借入金、あのう、起債をおこす、それに対する、まあ、3割なりのその自己負担、あのう、一般財源部分については減債基金へ積み立てる必要がある、しかしその財源に、が、今、その時にはまだ見通しが立たんような答弁でありましたが、今の状況でそういった7億の事業をやった場合の、一般財源負担分、今後かえして行かにゃいけん分を財調じゃあなしに、減債基金の方に積み立てる見込みはできますでしょうか。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、7億円の事業に対して起債を起こした場合、30%の交付税バック以外の部分を積み立てることができるかというご質問ですが、ええ、まあ、7億の場合ですと、一般財源の部分は2億1千万になろうかと思います。ええ、現在の財政状況の中では単年度で2億1千万を積み立てるということは、ええ、少し無理があろうかというふうに考えております。ええ、そういたしますと、ええ、財政的な見解からしますと、単年度で7億という形ではなく複数年度での事業展開というものをやっていただくことが、ええ、必要かというふうに考えております。ええ、また現在行っております、普通建設事業へ対する5億円の要求基準、起債の充当の要求基準がございますが、ええ、単年度で7億ということになりますと、ええ、これを超えていく形を、となってしまう。ええ、この場合でも5億を超える部分、ええ、2億円、これに対する一般財源になりますと6千万になりますので、6千万といえどもなかなか厳しいものがありますので、他の事業との調整をかけながら、ええ、総合的に展開をして行くものというふうに考えております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、それでは今後これを、システムの選定等に当たっては今はまだいろんな方式があるんで白紙だと言われました。それでこれから検討していく方向についてですが、これまでどおりのような大規模な施設をやって、町がそれを運営していく方式がいいのか、今いろいろ私たちでも情報を、あのう、集めておりますが、民間の今のインフラを利用してその機能で、へ、あのう、町としての防災情報をいろいろ、あのう、災害情報を伝えるシステムもあると聞きます。要はイニシャルコストをかけずにランニングコストで進める方法もあるように思います。そこで先ほどからの答弁では、コンサルタントに委嘱してそこにこの本町での最適な、あのう、システムを提示してもらうということでしたが、ええと私調べておりましたら、総務省の消防庁の防災情報室いうところがあるらしいですよ。ほいで、そこでは災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業というのがあるんだそうですよ。各自治体でそういったシステムを考えよるときに、消防庁の方から人を派遣してもらってお宅の町ではこういった方式がいいですよ、この問題についてはこういう解決したらどうですかというアドバイザー制度というのがあるらしいんですよ。そういったとこの意見も聞くべきではないかと思います。それで過去に他の地域でそのアドバイザーが指導された例によりますと、ううんと、同報系の防災無線の他に有効な情報伝達手段の整備事例はないのかという問いに対して、自治体内に有線のネットワークが整備されていればIPの告知端末等で対応する方法もあるとか、デジタル化を検討する前段階として、防災行政無線を町全域に一律に整備する必要があるのかどうかということを検討したほうが良いという。特にこの邑南町に当たるのではないかと思います。地盤が固い、地震のリスクが低い地域では無線に頼らずCATV、ケーブルテレビですよ、そうした光回線のような有線の設備を利用して無線を補うことも併せて検討する必要があるのではないかと、これは総務省の消

防庁のほうからの提案でもこういったことが出とるんです。要は国の有利な起債をかってやろういうだけでなしに、こういったいろんな方式も考えてほしい。それとその情報を受ける側の立場ですが、前にもお聞きしましたように、今町が流しておる町広報、町からのお知らせが皆さんに確実に伝わっておるかどうかと。ただ町の責任としては、それを流したらそれで責任がすむのかということ。それといざ災害の時には地域の状況がどうなっとるかいうことを対策本部としてはそれを的確に、迅速に収集せにゃあいけんこと。そういったことも十分考慮して、せっかくあのう、更新する、巨額をかけるかかけんか分かりませんが、整備するんならそういったところも十分加味して慎重に検討していただきたい。来年度には債務負担行為をして、31、32年度でもう事業を終えるというような計画を今聞きましたが、もっと慎重に考えていただく、町の財政もしっかり見据えながら、また町民のどういった方式がいいのかという意見も聞きながら進めていただきたい。何十年も前に各家庭に固定電話も無い時代にできた防災無線、今の時代は各戸じゃあない、各人が携帯電話、スマホを持つ時代ですよ。その時代に応じたまた情報伝達の方式もあろうかと思いますが、町長この点についてしっかりもうちょっと慎重に考えていただきたいと思うんですが。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええと、言われました消防庁の話ですけれども、ええ、実際ですね、あのう、消防庁で把握しているシステムにつきましては、あのう、私のほうで提案をさし、あのう、お示しをしております各方式すべてを網羅されてないというのが一つ現状でして、私どもとしましては、このシステムがほんとにどうなのかということ コンサルをお願いをして評価をしていただいとるだけの話でして、あのう、きちんと説明をしてもらう必要がありますし、そのことを知りたいということでやっとなるわけでございまして、それを、あのう、検討をきちんとしてないという言い方はちょっとやめていただいてですね、その材料をたくさん提供していただいとると、ほいで、僕たちも専門家ではありませんのでそのことをきちんと評価していただいとるということでございますので、その点のご理解いただきたいということとですね、あのう、ここで、あのう、いろんな、あのう、どういうか、こういう条件をつけようとかということになるそうですね、あのう、そうしたいろんな方式でいただいとる、そうした、あのう、提案をですね、一部排除しなくちゃならない、そういうことになりかねませんので、すべての方が提案をできる状況は、あのう、こうやっていろいろなご意見をいただいて、いろんなことを、あのう、整備をしていってですね、整理をしていって、そいで最終的にプロポーザルにかけていく、そいで最終的な判断を行っていく。プロポーザルの中にそのコンサルが入るかということ入りません。あのう、あくまでもぼくたち、あるいは必要になれば県の者が入ってもらいますし、ええ、そういうかたちでやろうと思っております。よって、あのう、今はあくまでもいろんな提案を受け付けてですね、うちの状況を一つおいといてですね、あのう、どういうものがあるのか、どういう機能があるのか、うちの町にとってどういうのが一番合っているのかということころを、あのう、模索しているという、そういう状況であるということをご理解いただければと思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、町長にお考えを伺おうと思いましたが、総務課長のほうからあのう、答弁をいただきましたが、そりゃあ失礼しました。検討がされていないのじゃあなしに、しっかりいろんな方式についても検討がされているということを理解しました。しかしもう一つは、聞く方の立場での検討もやっぱりこれからも十分して欲しい。それと町の財政に与える影響、このことについても検討をお願いいたして次の問題に移りたいと思います。ええと、今度は地区別戦略資金、貸付基金条例の見直しを求めると通告しておりますが、これはええ、町民の方から私もいろいろ意見を伺う中で、条例としてあるんだから、議会もこれに手を上げて賛成したんだから執行部だけじゃあないと、議会としての責任もあるんじゃないかと言われました。確かにこれは条例ですので議会でここで議決して決めたものですが、その時にもいろいろ検討はしましたがやはり実際にそれを実行しようとするすると種々問題が出てきておるのが状況でございます。そこで今、まだあのう地区別戦略も各地区いっせいにスタートしてはおりますが、いろいろあのう、検討段階とか始めた段階でこの資金をかってまでやろうかというところも数が、あのう、少ないかも知れませんが、今の申し込み状況は、言いますか、あったかどうかあなかいうところを先ずお聞かせください。

●**柳川企画財政課長(柳川修司)** 番外、

●**議長(山中康樹)** 柳川企画財政課長。

●**柳川企画財政課長(柳川修二)** ええ、地区別戦略資金貸付基金条例に基づく貸付金の、ええ、貸付状況ですけど、平成29年12月現在のところ申し込みは今のところありません。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、その申し込みが今無いようですが、今後出て、あのう、そのう、地区別戦略の進展に応じて出てくる可能性もありますが、そこでお伺いします、したいのはまず、地区別戦略の実現事業というのは各公民館単位のその自治会を、あのう、持つとしたところへ年間300万円ずつの活動資金言いますか、その整備資金等が補助金として出ております。それと今伺いました地区別戦略資金の、資金貸付基金条例、これは融資、貸付ですよね。それで、双方のその要綱も条例もその目的については全く同じで地域の人口減少に歯止めをかけるとともに交流人口の増加を促進し、地域の活性化をはかることを目的としてこの要綱なり条例が制定されております。そこで、同じ目的なのに、事業支援の補助金と貸付金言いますか、融資は施策上どういった目的の違いがあるのか。それとこの貸付金を設定した時の具体的な、そのう、用途についての目標があったのかどうかというところをお伺いします。

●**柳川企画財政課長(柳川修司)** 番外、

●**議長(山中康樹)** 柳川企画財政課長。

●**柳川企画財政課長(柳川修二)** ええ、事業支援の補助金と貸付金は施策上どう違う扱いを考えているのかとのご質問ですが、ええ、はじめに、邑南町地区別戦略実現事業実

施要綱に基づく補助金と邑南町地区別戦略資金貸付基金条例に基づく貸付金の概要についてご説明申しあげます。邑南町地区別戦略実現事業実施要綱に基づく平成29年度の補助金は、2分の1を国からの補助金である地方創生推進交付金を財源としており、残り2分の1を邑南町まち・ひと・しごと創生基金を原資としております。一方の邑南町地区別戦略資金貸付基金条例に基づく貸付金は、邑南町地区別戦略資金貸付基金を原資にしております。この二つの基金はいずれも事業実施段階に新設された基金であり、その原資はそれまでありました、土地開発基金を処分して造成したもので、いわば一般財源により造成された基金と言っても差し支えないかと考えております。ええ、補助金、貸付金ともに、12公民館単位で策定された地区別戦略の実現に向けて、地域住民組織等が主体となって取り組む活動に対して支援することを目的にしております。ええ、補助金については、1年度につき300万円を上限に助成するものとしており、貸付金については、貸付限度額を1団体500万円以内として、償還据置期間を含む最長12年以内を償還期間として無利子で自治会や自治会の連合体、地区別戦略の事業実施を委任された法人に貸し付けるものとしております。議員ご質問の事業支援の補助金と貸付金の施策上の違いについてございますが、まず、補助金については、各公民館単位の地域住民組織に対して、地区別戦略の実現に向けて必要な経費を幅広く支援するものとして考えております。現在それぞれの団体が、地区別戦略の実現に向けて積極的に補助金を活用し、事業を推進されているところでございます。一方の貸付金については、地区別戦略で発案された事業の中で、補助金の範囲内では展開が難しいもの、例えば空き家の改修などを想定しております。空き家の改修は、高額のコストが必要と考えますが、改修後その空き家を住居や店舗として活用する場合は、家賃といった収益を貸付金の返済にあてることも可能であり、このような収益事業を行う団体として、地区別戦略の事業実施について委任を受けた法人格を有する団体についても貸付の対象としております。この貸付金制度の創設の経緯でございますが、UIターン者に住居を継続的に斡旋していくためには補助金だけではなく、長期的な資金のサポートが必要であるとの提案を受けました。この提案を検討し、具現化したものが邑南町地区別戦略資金貸付事業でございます。また、先ほど申し上げましたように補助金については300万円のうち一般財源が半分の150万円ですが、貸付金については500万円の全てが一般財源です。さらに、補助金は平成31年度で効力の失効する時限条例としておりますが、貸付金については条例上に時限失効の定めはなく平成32年度以降も意欲ある団体に対しては貸し付けを行うことができ、長期的展望に立った事業を実施、事業実施を支援するものであると考えております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。残り時間が10分になりましたので。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、ええ、そこで300万と500万の違いを今教えていただきましたが、その500万の融資を借入れを申し込む際に、債務者はもちろんですが、それに、と一緒に連帯保証人を個人としてつけるようにという条件がついております。まあ、二人以上になってます。ほいだけ人数がおいしいのはなんぼ増えてもええんだろう

思いますので、連帯保証人になるという、その提出書類の中には空白の部分もかなりあるんでいいと思いますが、この地区別戦略そのものが個人の営業とか個人の利益を得るものとは考え難い。地域住民が一緒になって地域を発展盛り上げていくための事業であります。それは確かに今も答弁がありましたように、その原資は一般財源、これ貴重な財源だと思います。だからこれはあのう、あいまいになってはいけんとは思いますが、地域でやる事業についての保証をそのたまたまその時の役員さんがなれるか、柱になってやる人になるかも知れません。個人の保証を求めるということがこの事業の性格からいうて、確かに融資ですから、そりゃあ確実なところをとつとかにやいけんともあろうかとも思いますが、個人の責任、この事業から生じる利益とか負債だけでなしに、個人のこれまで持つとる財産までもおびやかすというこの保証制度というのは、この地区別戦略の事業にはなじまないと思うんですが、その保証人の2名ということについての必要、どうしても必要なんだという、個人保証が必要なんだというところをもう少し説明をお願いします。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 番外、

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、地区住民全体にかかわる事業に対する借入金に個人責任の連帯保証はなじまないのではないかとのご質問ですが、ええ、この邑南町地区別戦略、貸付事業は、地区別戦略の実現を目的に行っていることから地区別戦略の実施において、地区住民全体に影響があることは議員ご指摘のとおりでございます。しかしながら、地区別戦略として地区全体に関わる事業とはいえ、この貸付と、の対象となる事業費は町有財産以外の施設等の整備費や備品としております。地区別戦略に対する補助金もあることから、この施設整備費や備品は、資産となるような高額なものを想定しております。具体的には、先に申しましたような空き家改修を想定しておりますが、空き家改修は、水回りやトイレの改装など高額な資金を使つての事業展開が必要になると考えられます。ええ、こうした事業の展開において、計画から実施、そして貸付金返済まで責任をもって実行していただく必要があると考えたことから、2名以上の連帯保証人を貸付の条件としたところです。また、貸付対象に、自治会及び自治会の連合体に加えて、自治会から地区別戦略事業の実施の委任を受けた法人格を持つ団体としていますが、貸付対象となる地区別戦略を支援する法人格を持つ団体は、主に合同会社等として法人格を得ています。例えば、合同会社は出資額を限度とする有限責任社員で構成されていることから、自治会と同様に個人での連帯保証を必要としているところです。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(山中康樹) 亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、地区でいろいろ自治会を中心に検討して地域を盛り上げるため空き家を改修してでも人に入ってもらおうという計画ができるかも知れません。しかし、それは100%成功するかどうか分からないものであります。それに取り組むにあたって、この債務者なり保証人にならなければならないと言われた当事者にとっては、それは地域のことをやるのに、万が一の時には自分が全部責任をおわにやいけ

んのだいいうことで、この事業推進の一つのブレーキになるんじゃないかというような気がしとります。ですからもう少しこりや大事な一般財源でもありますので、この町が直接貸し付けるといふ融資制度、町が審査して貸し付けるといふ制度でなしに、もっと方向を変えてみてはどうかと思うんですが。いうことはこの地方創生に関連して各金融機関、またいろんなところでもこの地方創生に関するファンドをいろいろ立ち上げて、地域の活動に対しては金融機関も応援しますよというような制度も今すでにできとります。そこで町の一般財源を直接貸し付けるのではなしにそういった方向が貸付の実行は金融機関、餅屋は餅屋言いますが、専門家へ任せる方法もあるんじゃないかと。それと今の確かに先ほど言われました、あのう、人口を増やしていく、交流人口を増やしていくためには、特に空き家の問題が一番問題です。これは全町的な問題だろうと思うんですが、それに取り掛かるにはなかなか個人の資産でありますので、難しい面があります。そこで高額な経費も掛かるということで、やはり地域としては足踏みをする場合もあろうかと思えます。そこで、ええ、その資金を得る方法としてクラウドファンディングという方法もあるかも知れません。それと先ほどあのう、提示されました今年度のふるさと寄付金、邑南町に対するふるさと寄付金は昨年に比べておよそ現時点で半分ぐらいの額に留まっておると聞きます。今朝のテレビでもありました、その見返り言いますか、おみやげを期待するんでなしにその目的に応じた基金、ああ、寄付をするということで、どこたらがあのう、SLを直して地域の財産を保存していくのに使いたいということでかなりな資金が集まったということも報道されとります。特に空き家を目的に改修、空き家改修を目的とするなら、昨日の一般質問でありました、あのう、要は相続登記がなかなか進んどらん、空き家が増えとる、そういったところを積極的に改修して人を呼び込むためには、もっとこの基金の運用だけでなしに別な方面も考えるべきではないかと思えます。そこで一つ、ここを、あのう、町長に確認したいんですが、ふるさと寄付金、町で四つの項目を設けとりますよね。あのう、学校に対するもの、それと高齢者に対するもの、とかある中で、町長の裁量でそれを使い道を決めていいですよというのがあります。その中に、この寄付金を、地域のその地区別戦略で計画が挙げた空き家改修の資金の方に回すいう方法はできんのでしょうか。特に今頃この地区別戦略を、あのう、検討され、報道されとる中は、町民の皆さんに知らせることが多いんですが、ようは、町外へその各地域の活動を知らせていくためにもこういったふるさと寄付金によって、町外へ出とられる方の関心を深めていくことも必要ではないかと思えますが、ふるさと寄付金をこういった方向へあてるお考えはありませんでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) はい、石橋町長。残り時間が少なくなっていますので、答弁は簡潔にお願いします。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、ふるさと寄付金の使途については、その他町長が認めるものというところもございますし、で、まあ、その空き家の改修に、例えばあてた場合にこれは各、全町の問題でありまして、恐らくあっちこちから出てくるんだらうと思えます。まあ、邑南町のふるさと寄付金は決して多くはありませんので、ええ、まあ、主たる学校とか、その他の、まあ、いわゆるメインの目的もありますし、ここは

やっぱり慎重に検討するべきではないかなと。やはり基本的にやっぱり地区別戦略は、あのう、資金をどうやって調達するかっていうのはやはり地区の方々の知恵だろうというふうに、まあ、思います。だからそこをやっぱりいろいろとこう、我々と相談しながら、この方法が良いよっていうことで進めてもらえばいいのかなあとまあ、いうふうにまあ、思っております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、それではええ、年の瀬を迎えましたが、今年の正月、しっかりこたつにあたってまた地区別戦略、いろんな方式を考えたり、また新しい、あのう、地域が盛り上がる、またあのう、Iターン、Uターンをしっかりと受け入れられるような体制つくるように、また無い知恵を絞ってみたいと思います。はい、ありがとうございます。

●**議長(山中康樹)** 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時30分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●**議長(山中康樹)** 続きまして、通告順位第5号、和田議員登壇をお願いします。

●**和田議員(和田文雄)** はい、議長。

●**議長(山中康樹)** 4番、和田議員。

●**和田議員(和田文雄)** はい、皆さんおはようございます。ええ、4番和田でございます。今日は議長の許可を得てこうして一般質問の席にたたささせていただきました。ええ、今日は質問事項を3点通告しております。まあ、1点目のこの久喜・大林銀山遺跡の今後の展開について、1点目。2点目に元気館の車両通行帯とまたこの駐車場の確保について。3点目に国旗掲揚のあり方について。以上3項目についてお聞きいたします。まず最初に、久喜・大林銀山遺跡の今後の展開についてでございますが、ええ、この邑南町出羽地域に久喜、大林、岩屋一帯は16世紀の中ごろに非常に活発に活動しておられました。かつて、銀が採掘されており、その銀山遺跡あとにはですね、産業遺産として、この久喜銀山跡、また大林銀山跡、岩屋銀山跡にたくさんのこの遺跡が残っております。最盛期にはこの戦国時代の初め頃とされておりましたが、この地域には数千人という居住者が居住しておられまして、その後次第に銀の産出量が減少し、18世紀に入るとほとんど採掘されなくなったそうでございます。そのため急激にこの人口も減少していきましました。また明治20年には、大規模な開発が進められ、明治38年には大森銀山をしのご量の銀が産出されたそうでございます。明治40年の水害によりこの大きな被害を受け、明治40年閉山したそうでございます。その後昭和26年久喜工業所により再開が発が進められまして、金属の価格が暴落を受け、昭和30年中止となり現在に至っております。まあ、閉山後、約こうして50年経過してこの遺跡跡地を住民の協力のもとに徳川時代、天領として栄えたこの久喜・大林銀山遺跡ならびにこの銀山周辺の銀山に関する遺跡等の整備、保全をするために平成19年11月に地元有志で組織された銀山保全委員会が立ち上げられました。ええ、そうして、ええ、この立ち木や雑草の生い茂っ

た跡地一帯をこの保全委員の皆さんで地主や土地の所有者の協力のもとに、立ち木の伐採、遊歩道の整備、周辺の整備、また坑道の入り口を修復されて、今や邑南町内でもこう注目される観光地の一つとなっております。まあ、これも石見銀山が平成19年7月にこの世界遺産登録をされたのを契機に、久喜・大林銀山跡が注目され、この邑南町ではもっともこうして熱い歴史スポットとなっております。まあ、こうして県道沿いには委員会で建てられた案内板がこう、今でも目につきます。まあ、本町においても大型の看板を2基、また案内板を8基設置していただきまして、銀山保全会また観光に力を入れていただいております。また平成26年10月29日は、29日には久喜精練遺跡群を、また平成28年5月には久喜床屋精錬遺跡をこうして邑南町の指定文化財に位置付けて、指定されたことにこの地域住民たいへん光栄に思っておるところでございます。また、平成25年4月より町は世界遺産への登録を将来の夢としてこう位置づけ、遺跡の全容解明に向け、また価値を検証するため久喜・大林銀山遺跡調査指導委員会を立ち上げられ、九州大学の名誉教授井澤先生他11名の委員の皆さまで調査を進めて、国史跡指定を目標に委員会を重ねておられるところでございます。まあ、久喜・大林銀山の開発または整備、活用に力を入れていただいておりますことに私としても大変感謝しているところでございます。まあ、こうして遺跡のある地域は、大林、久喜、岩屋など広大な面積とまた調査だけでも大変な時間とまた財源が必要になるんじゃないかと思っております。そこで現在の調査の進捗状況と邑南町の産業遺産として貴重な久喜・大林銀山、銀山跡の位置付けについて、この2点お伺いいたします。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) ええ、久喜・大林銀山遺跡の調査の進捗状況についてご報告をいたします。平成の町村合併以前よりこの地域一帯の、非常に広い範囲にまたがる鉱山遺跡の存在は確認できていました。が、その詳細などほとんど分っていなかったことから、それらを解明するために以下の調査を始めたところでございます。まず一つ目に、分布調査でございます。平成22年度より数年かけまして、坑道を含めた分布調査を行い、これまでに1,500カ所ほどの採掘跡の存在を確認をいたしました。続きまして、後木屋集落にあります明治時代の久喜製錬所跡についてでございます。平成22年度において地形測量を行い、人工的構造物の配置が概ね確認できました。その後その構造物の解明のための発掘調査を行い、鉱石から銀を含んだ鉛を抽出する際の設備が3種類あることを確認をいたしました。また、同じく平成22年度に百石集落床屋地内の法面に焼けて赤くなった部分を現地確認をいたしました。それは、町内でよく見られる、鉄を抽出する際に出てくる廃棄物ではないと確認をいたしまして、化学分析をしたところ、銀を含んだ鉛であることが分かりました。さらにその後発掘調査を実施し、その結果、先ほどと同じく採掘された鉱石から銀を含んだ鉛の成分を抽出する際に使用される江戸時代初めの整備であること、設備であることが分かりました。現在につきましては、この二つの調査の成果をまとめる報告書を作成中でございます。同じく位置づけについてでございます。この二つの遺跡ですが、それぞれ鉱石から銀を含む鉛を抽出する一連の工程が解明

できる構造部であることを確認をいたしました。時代については、化学分析、古文書等から久喜製錬所跡は明治時代、床屋の遺跡につきましては、江戸時代初めのものと認識をしております。いずれも採掘から抽出までの一連の作業工程が一カ所で確認できる遺跡というのは、現在までのところ日本においても非常に珍しい例であると認識をしております。このことから、現在作業を進めております久喜製錬所跡の国の遺跡と、国の史跡として認めて頂けるだけの歴史的価値は備わっていると考えており、来年度中、平成30年度中には国指定に向けての意見具申をしまいたいと考えております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) まあ、今のこのう進捗状況については分かりましたが、この町政報告の中でも、ああ、今年の29年3月でもですね、久喜精錬所跡を国の指定を目指して、目指して引き続きこの調査報告書を作成するということも報告がございました。それにまたこのう、久喜床屋精錬遺跡については今現在、ああ、このう、報告書は今こう、完成しとるのでしょうか、どうでしょうか。お伺いいたします。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) ええ、報告書の進捗状況でございます。先ほどありましたように調査指導委員会が本日開催をされております。その指導委員会の中で現在策定をいたしました報告書の最終の詰めを今行っている状況でございます。今年度中には報告書の作成は是非目指したいというふうに考えております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) えと今の、このう、床屋遺跡については、昨年3月にこのまた町政報告の中にですね、この27年度は久喜床屋遺跡を調査を終了したということが述べられました。ほいで報告会を実施したと。また28年度は調査をまとめ、広く町民の皆さま方に報告する場を開催します。また国の史跡指定に向け、久喜精錬所跡の報告書を作成したというようなこう28年3月のこの町政報告書には書いてあるんですが、その後またこう検討せられて、この今の現在に至っておるということ、この認識でよろしいですか。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 先ほども述べさせていただきましたけど、まず、この遺跡については非常に珍しいというところがございます。またあのう、古文書等も最近また新たに出てまいったというところで、さらに価値づけが必要になったというところで、ええ、現在の報告書の作成というところまで、ええ、延長をさせていただいたというところがございます。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●**和田議員(和田文雄)** えとそれでは、このう、２２年から調査、こうずつとしてまあ、今の現在にいたっておるわけですが、この、まあ、２９年度の発掘調査費が７６７万円計上されております。２２年度から今現在までのこの発掘調査費の合計というのが分かり、今、まあ、わからなかったら結構でございます。またお知らせください。ええ、それではこのう、また久喜・大林銀山保全委員会はですね、ほとんどこのう、ボランティア活動で取り組んでおられます。まあ、これまでの取り組みといたしましても、やはりこのう、銀山跡、また史跡のひよ、史跡の表示、案内板の設置、建て替え、修理もなさっております。また銀山関係の資料の展示もしておられますし、また銀山祭りも開催され、ええ、現地見学会また銀山に関する講演もたくさん開催しております。おられます。まあ、またこうして銀山の案内しおり、パンフレットを委員会独自で作成し、歴史ファンを見学者にこうして配布しておられます。この独自で作られたこのパンフレットがこういうふうなパンフレットでございまして、まあ、これ、はこ、４年前ぐらいの、このう、パンフレットだそうでございます。まあ、そのような中でおいてまあ、このう、ボランティアガイドも実施しておられます。まあ、年間歴史ファンが５００人から６００人の観光客を案内しておられます。まあ、このようにこの保全委員会は最初はこう、あのう、雑木で覆われたこの銀山精錬跡、また沿道の遊歩道、銀鉱山を運び出した坑道の入り口が土砂で埋まっとったのを、まあ、いろいろ会員の活動で整備されておりますし、当時使用されていたトロッコも再現されてたいへんかつ、活動をされております。まあ、このように保全委員会は現在もボランティア活動として、まあ、いろいろ活動しておられます。まあ、この観光客の、ありゃあ、無料ボランティアガイドはですね、ええ、この案内時間は１回にあたり２時間から２時間半という時間で交代で行わ、行っておられます。まあ、このようにしてこの会員数からみても、年齢的にみても今後保全委員会が観光事業として、取り組んだ場合、保全委員会だけでは管理、維持ができなくなると思います。会長もこうして懸念しておられます。そこで町としてこの保全委員会と今後どのような連携をして行くのか、またどこまで力を入れていくのか、まあ、二つ目に文化財として維持していくのか、また観光事業の一つとして位置付けていくのか、このことについて２点お伺いいたします。

●**大橋生涯学習課長(大橋覚)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 大橋生涯学習課長。

●**大橋生涯学習課長(大橋覚)** 先ほど、議員のご質問ございました費用についてでございます。平成２４年度から国庫補助金をいただいて実施しております。平成２４年度でいきますと６００万、２５年度は７４０万、２６年度７００万、２７年度５３０万、２８年度５３０万というような実績がございます。ええ、続きまして、保全委員会の皆さまとどのように今後、ええ、連携をしていくのかというようなご質問でございます。まずもって先ほどもご紹介をいただきました、保全委員会の皆さまには非常にご協力をいただいております、気運の醸成に一役を担っているところでございます。先ほど申しましたように来年度久喜精錬所跡につきましては、国の指定を目指して意見具申をする予定にしております。その際、遺跡を適切に保存、活用していくために文化財としての保存活用計画も併せて策定をして行かなければなりません。その策定のために、策定委員会

の設置が必要となります。その委員として専門家の先生はもちろんでございますが、文化財関係の委員の皆さままた今までご苦勞頂きました地元保全委員会の皆さまにも加わっていただき、遺跡の保存、活用につきまして、まずもって幅広く意見をいただき、その計画の履行に努めてまいりたいというふうに思います。また今後文化財として維持していくのかというご質問でございます。調査等によりまして、価値の掘り起こしを行い、その上で文化財としての保存活用計画の履行により、その価値を後世に伝え、残していくことが、ひいては本町の財産となり、本町の観光資源としての価値を高めていくものと考えております。

●種商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、観光事業の一つとして位置付けていくのかというご質問でございますが、文化庁がさく、策定しております文化財活用・理解促進戦略プログラム2020におきましては、全国各地において長く守り伝えられてきた有形、無形の文化財は、地域の誇りであるとともに、観光振興に欠かせない貴重な資源であると記されております。本町におきましても、久喜・大林銀山遺跡は観光振興に欠かせない歴史文化の貴重な資源であるという位置づけでございますので、広報媒体を活用して情報発信に力を入れて行きたいというふうに考えております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) まあ、このように住民が立ち上げられたこの観光事業を行政で手助けできることは今後も手助けをいただきましてお願いいたします。またこのう、町内多くあるこの観光地の中の久喜・大林銀山跡の、この観光事業を現在町内外にどのようにPR活動をしておられるか、お伺いいたします。それとまたこの観光協会等の連携はどのようになっておるのかお伺いいたします。

●種商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、PRの周知活動をしているかということでございますが、観光客の皆さんに観光地を訪れていただいただけでは地域資源の魅力が十分に伝わらないと考えております。ええ、現在、先ほど議員おっしゃられました、久喜・大林銀山保全委員会のボランティアガイドの皆さんにご尽力をいただき、遺跡の魅力を観光客に伝えていただいております。この無料観光ガイドにつきましては、島根県が発行する観光ガイドブックに情報提供し周知を図っております。また、久喜林間学舎の指定管理先でございます、一般社団法人コミュニティーパートナーズでは、久喜多目的集会所内に展示してあります銀山遺跡関係資料の説明や現地への案内していただくなど、銀山遺跡のPR活動にもご協力をいただいております。さらに、県西部の民間団体が発行しております体験型観光情報誌にも久喜・大林銀山遺跡を掲載していただき、県内外に広く周知がなされております。観光協会との連携についてでございますが、本年度、観光協会が実施いたしましたモニターツアーのコースの中に久喜・大林銀山遺跡を組み込み、体験型ツアーとして地域資源の魅力

を感じていただいたところでございます。さらに、観光協会のホームページでは、町内を巡る観光コースとして歴史・文化巡りコースを設定して、その中で久喜・大林銀山遺跡を紹介しております。また、観光じ、観光協会の事業といたしまして観光ガイド育成事業を実施しております、久喜・大林銀山保全委員会のボランティアガイドさんに講師になって頂き、わかりやすい観光案内をしていただけるような人材育成をしております。町のほうでは、国際観光推進員の英、国際観光推進員の英会話教室を実施して、外国人観光客のおもてなしができる人材育成をしております。これらの取り組みを連携させながら、久喜・大林銀山遺跡の観光資源としての魅力を観光客に伝えるとともに、連携して情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) えと、PRはこれからもよろしく願いいたします。それと同時にこの先ほど申しました、このう、パンフレットでございますが、これも古い、古いパンフレットでございます、ええ、町として久喜・大林銀山遺跡の今後住民や観光客向けのこの解説、冊子ですか、こういうパンフレットを作成する気はありますか。お伺いいたします。

●種商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) ええ、大林銀山遺跡のパンフかん、パンフ冊子を作る気はあるかというご質問でございますが、ええ、現在のところは作成する考えはございませんが、商工観光な、商工観光課におきまして、町内の観光資源をスポット的に紹介する、PRするためのポケットサイズの観光パンフレットを作成中でございます。ええ、これを町内の観光客が立ち寄られる施設へ配置するとともに、観光ボランティアのガイドの皆さんにご活用いただきたいという、それによってPR周知を図っていきたいというふうに考えております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) えと、このパンフレットもですね、早急に検討していただきまして、この保全委員会の負担がかからないようお願いいたします。それから皆さまご承知のように11月17日この文化審議会が文科、科学大臣に対してこの美郷町の石見銀山街道約6キロをこうして史跡、国の史跡指定が答申がなされました。まあ、この美郷町もですね、平成22年にこの教育委員会、国、史跡指定申請の方針決定以降7年かかっておられるそうでございます。まあ、このようにして、町長にお聞きいたしますが、まあ、石橋町長は昨年11月、4期目の出馬に際し、公約の一つとして、ええ、久喜・大林銀山の遺跡の国指定を早期に指定すると掲げられております。ええ、国指定の目途について、ええ、町長の見解をお伺いいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** ええ、まあ、お答えをする前に、あのう、これまであのう、保全委員会の方々に対するほんとにあのう、お礼を申し上げたいとまあ、いうふうに思っております。ええ、まあ、そういうなかでまあ、行政としてできることが一生懸命やってきたわけでありまして、課長が答弁しておりましたように、平成24年から調査費を国にお願いして、これは毎年、毎年お願いするものでございますけれども、28年まで総額3千万以上というところで、ええ、これからまあ、毎年、毎年それをお願いしていこうかなというふうに、まあ、思っております。合わせてなんせ500haというような広大なところでございますので、今の人員でどうなのかというところもございまして、非常にマンパワー的にも厳しいところがあるわけでありまして、来年度以降についても少しそのへんも手厚くして行政としての最大の支援をまあ、行っていきたいなあと、まあ、いうふうに思っております。そしてまあ、議員がおっしゃるように最終的には国指定というところがございしますが、これはあのう、全部、全部国指定というのはなかなかこれ厳しいものがありまして、課長が答弁しておりましたように当面は久喜精練所跡、これをとにかくまあ、目指していくというところがあるわけでございます。ええ、まあ、これはあのう、非常にあのう、大森にあります石見銀山とはまた違った意味での価値があるわけございまして、ええ、私は大変これを期待してるわけでありまして、それをまあ、一つの点として、ええ、あと数か所価値が、非常に価値が高いものがございますので、順次調査をしていきたいとなあとまあ、いうふうにまあ、思うわけがあります。で、まあ、観光との関係でありますけれども、あのう、これは単に久喜精練、ええ、久喜、大林だけで人が来るものでは、私は決してないと思います。いわゆる鉱山遺跡と言いますかね、ええ、産業遺跡と言いますか、そうした位置づけの中で、ええ、石見銀山があり、大森にあります石見銀山があり、それから銀の街道があり、そしてこういう久喜・大林銀山がある。そうしたものがあって、さらにはあのう、もう少しこう広げて、ええ、西部でいきますとつまこ、都茂鉱山とかですね、ええ、美都にありますけれども、やはり西部にはそうした特異なものが、出雲にはないものがあるわけでございます。そうした広域的な観光の視点から考えていかないと、単にあのう、一つの線だけではなかなか難しいというふうに思いますので、いずれにしてもあのう、久喜精練所の跡が国指定をされ、価値が認められるようになれば、西部全体としての観光振興どう図るかということについてのやはりこれは誰かが言いだすべきでありましようけれども、そうした石見地域の鉱山のいわゆる価値についての観光資源の、まあ、話し合いの場というものも必要になってくるのではないかなあと、まあ、いうふうに思っております。まあ、そういう段階では、まあ、知事にも申し上げていきたいなと、まあ、いうふうに、まあ、思っております。

●**和田議員(和田文雄)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 和田議員。

●**和田議員(和田文雄)** ええ、早急にこの国指定をよろしく願いいたします。それでこの久喜・大林銀山については質問は終わります。続きまして、元気館の車両通行帯とこの駐車場の確保についてお伺いいたします。ええ、郡内にはこうして拠点施設としては川本の悠々会館がございまして。まあ、大きな催し物は対応できております。しかし、今

やこの郡の中心は邑南町に移行しているのではないかと感じております。感じております。まあ、これは合併以来、町長の手腕により名実ともに島根の中心的なまちづくりに発展されたこの実績だと高く評価するものでございます。まあ、そこで本町の元気館、平成17年に建設された複合施設でございます、体育館とまた文化施設として、このう、使用でき、約100人収容できる施設として活用されております。あっ、すみません、あのう、訂正いたします。ひゃく、あっ、千人収容できるこの施設として活用されております。まあ、元気館施設の利用件数でございますが、アリーナにおいては、この年間約170日という利用者があるそうでございます。また年間約1万人利用されているそうでございます。まあ、この主なものといましては、陰陽神楽競演大会、これが5、600人。昨年のオオサンショウウオの会、邑南大会におきましては二日間で600人。ええ、総合社会福祉大会においても約500人。邑智郡のジュニア駅伝、これにおいては千人という、このう、出ております。またこのNECのバレーボールの合宿においても約200人の利用がございまして、まあ、これはまあ、数年に渡り合宿して、まあ、交流また子ども達のバレーボール指導等受け、まあ、今現在子どもの夢も膨らんできているのではないかと感じております。まあ、その他この郡単位の催し物もたくさん行われているようでございます。ということで、まあ、町内外からの利用もあります。正に複合施設としては無くてはならない施設ではないかと思えます。そこでこの元気館、まあ、現在駐車場160台の駐車スペースがございまして、まあ、以前は瑞穂支所、またケーブルテレビの敷地も駐車場として活用しておりましたので、今以上の駐車スペースはありました。今はこうして大きな大会、催し物には駐車場が不足しているのが現状ではないかと思えます。またこの県道東側から、まあ、中央から駐車場に入る場合、このエントランス、まあ、玄関を通行することとなり、まあ、このため玄関にこう、入口に人が往来しているために危険であり、この駐車場に入るのが危険であります。また通行帯が一方通行のため分かりにくく、町民の声もこの通行帯が一方通行であって、分かりにくく、出入りのほうからこの駐車場に入る、っていくという声もよく聞きます。それとまあ、県道西入り口、田所方面から、まあ、狭い道路を入った場合、支所に行く経路が無いんですよ。この正面玄関は一方通行で、東から西に行く通路しかない。こっちから入った、あのう、西から入った場合は、エントランスの前を通過して、支所に行くことができない。一旦、この県道6号線に出てどこかで向きを変えてまた中央の入り口から入って支所に行く、この経路しかないわけでございます。まあ、このようなことからですね、まあ、このう、元気館の活用については、まあ、本来ですと、まあ、このう、駐車場用地としてですよ、土地を取得して車両の進入、まあ、退出ルートを整備していただく、いただいて大改修をして、お願いしたいところでございますが、まあ、財源の問題もあり、また何かと困難かと思えますので、まずはこうした現在の土地を活用してですね、出入り口を改良、整備し、また玄関前のこの空白地、遊休地等を駐車場に活用して、利用者の利便性を図っていた、いただきたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

●大橋生涯学習課長(大橋覚) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 大橋生涯学習課長。

●**大橋生涯学習課長(大橋 覚)** まずは元気館の状況についてご説明をさせていただきます。先ほどもありましたように、元気館は平成17年、スポーツ・文化芸能の拠点として、また、健康づくりや体力増進、子育て支援の基幹施設として開館をいたしました。その後、先ほどもありますように神楽競演、映画上映、スポーツ合宿等々、様々な分野において、多くの方々にご利用頂いているところでございます。ご指摘のあった進入路についてでございます。現在はロータリーを介して一方通行にご協力を頂いているところでございます。また、元気館の収容人員、パイプ椅子等を入れますと、約千人の収容がでございます。その収容人員を鑑みたところ、大型バスの進入を想定をして、ロータリーを配置しております。大型バスが元気館に横付けにいくためには、どうしても県道から一旦大きく迂回をして玄関に入らないとなかなか難しいというようなところで、現在のロータリーとして活用しております。このようなことから、現在一方通行してご協力を頂いております。これにつきましては元気館利用の皆さまの安全を確保して、スムーズな車の流れを想定しております。しかしながら、ご指摘がございました進入路、非常に難しい、複雑である、分かりにくいというようなところにつきまして、実は路面に現在矢印が打っております。が、その矢印が10年以上もう経ちますので消えかかっているというようなところがございます。このことにつきましては、今後進路を示す表示等今一度明確にして、利用者の皆さまの安全確保に努めてまいりたいというふうに思います。また改良につきましてでございますけど、今後、施設の性格、また施設利用の皆さまの利便性、安全性等総合的に判断をして、敷地内の進路及び表示等を検討してまいりたいというふうに思います。また、駐車場の不足についてでございます。現在施設周辺の駐車スペースですけど、裏の芝生も含めると、およそ250台程度は入るであろうというふうに認識をしております。また、現在は駐車スペースの不足が想定される、大きなイベントを催す際には、近隣の出羽公民館、田所公民館等々の駐車場を活用させていただいて、その間はシャトルバスで運行をしております。また、元気館建設時に緑化にも積極的に努めておりまして、そのスペースも十分確保しているところでございます。このような環境の中で、さらに年間の利用状況を鑑み、来場者の駐車場の不足が想定される場合につきましては、現在のところ、先ほど申しましたように近隣の公共施設の駐車場を代用してまいりたいというふうに思います。また、将来にわたってちょうしゃ、駐車場の不足等、恒常的に問題が生じた場合、駐車スペースの確保等予算を含め慎重に検討してまいりたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

●**和田議員(和田文雄)** 議長。

●**議長(山中康樹)** 和田議員。

●**和田議員(和田文雄)** えと、このう、通行帯、またこのう、駐車場いろいろ問題はあると思いますが、改良の利便性を図っていただきまして、ええ、今後も検討をよろしくお願いいたします。続きまして、国旗掲揚のあり方について、ええ、ご質問いただきます。ご質問いたします。ええ、国旗は国の象徴であり、国旗に敬意を表することは社会の基本的マナーだと思います。まあ、国旗、国歌法は平成11年8月13日に公布され、即

日施行されております。そこでこの邑南町の公共施設での国旗、町旗が掲揚されているわけですが、この国旗、町旗が掲揚している今の現在の施設はどれぐらいあるのか、掲揚の現状についてお聞きいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、本町におきまして常時国旗を掲揚しておりますのは、本庁、羽須美支所、瑞穂支所は元氣館と併用でございます。残ります公民館、小中学校につきましては通常の掲揚はございませんで、必要に応じ行事の際に外あるいは中に掲揚してございます。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) まあ、このう、掲揚についてはこうして決まりはないようでございますが、常識的にまたこの基本的なマナーといたしまして、日の出から、日の出に掲揚して日没に、までには降納する。またこのう、このことが基本だと思います。また破損したりとか、まあ、破れたりとか、汚れた国旗は掲揚しない。またこのう、雨天は掲揚しないという、まあ、これが国旗掲揚の取り扱いの基本であると思います。まあ、邑南町には先ほど言われたように、まあ、本所、羽須美、また元氣館等々をこう、国旗が掲揚してございます。まあ、この国旗掲揚365日昼夜問わず掲揚している施設があるんじゃないかと思います。ま、この本所もそうだと思いますし、元氣館もそうでございます。まあ、国旗は国の象徴である国民総合の象徴でございます。まあ、人や施設の都合があるにせよ、粗末な取り扱いが許されるはずはございません。本、まあ、本所、元氣館の国旗掲揚については、掲揚しっぱなし、まあ、この羽須美についてはちょっと調べておりませんのでここでは申し上げられませんが、ええ、要するに風雨にさらされたり、汚れたり、まあ、国旗の端がほつれたり、この本所につきましては、二日か三日前に取り替えられたように思います。ええ、私が6日にこう来た時にはまだこの国旗がほつれて365日昼夜問わず、あのう、こうして掲揚されておりました。しかしまあ、この元氣館は今朝来るとき、まあ、見てみましたら、まあ、このう、国旗も端がほつれて色は黒ずんで、これが適切な国旗の運用と言えるでしょうか。そこでまあ、国旗の適切な運用方法とはどういうことなのかお伺いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、国旗の方ですけれどもたいへん失礼をいたしました。ええ、あのう、以前は毎夕、毎朝、毎夕ですね、あのう、国旗、町旗の掲揚、降納を行っていましたが、あまりにも職員の負担がたいへんですので、ええ、その時、まあ、7年ぐらいの前だと思うんですけれども、いろいろな団体にあのう、お伺いしましたところ、ほとんどのところがもう掲揚しっぱなしというところがほとんどでございまして、それであのう、やはりあのう、まあ、うちの場合は風雨のときも掲げておりましたので、ええ、風雨あるいは積雪のあるときも、朝夕、毎朝夕やっておりましたので、たいへん職員の負担がかかっておりました。そういう点で、ええ、ほとんどの団体が行っていな

いということをお伺いしましたので、うちのほうもそのように改正をさしていただいております。ただ、あのう、掲揚の、あのう、したままですと、どうしてもあのう、風が吹いてですね、あのう、国旗があのう、上がってくれないとですね、やはりその、ええ、悪い状況は分らないと、ええ、毎朝いうあのう、掲揚あるいは降納した際には必ず手にとりますので、よくその破損の状況は分かりますので、ええ、どうしてもあのう、物自体も高いですので、ええ、常に修理をかけてですね、縫い合わせて使っておった状態ですが、今回はあのう、たまたまあのう、職員が気がつきまして、すぐに下ろして新しい、もう補修がきな、きかないじょうとう、状態でしたので、ええ、新しいものに交換をさしていただいております。ええ、大変すみません。ええ、それであのう、ご質問の、ええ、国旗の運用の方法ですけれども、ええ、言われました、ええ、国の方で国旗及び国歌に関する法律いわゆる国旗国歌法が裁定されておりますけれども、内容そのものは、2条しかありませんで、その表示を行ったものでございまして、ええ、その他にその、ええ、国旗の運用、使用などについて規定しているものはございませんでした。ええ、ただ、国の象徴として設けられたものでございますので、折に触れて掲揚することでその意義を周知することは意義があると思っております。ええ、またあのう、言われますように、ええ、その運用自体にはあのう、なにも指針があるわけではないですけれども、あのう、見られた方ですね、ええ、気分を害するようなことのないようにですね、やはりあのう、きちんとしたものをあのう、掲揚する必要があると思っております。ええと、折にふれてまあ、見さしていただきたいと思っております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) えと、あのう、この元気館の国旗取り替えも併せてこの適切な国旗の運用方法をお願いいたします。それでは学校教育課長にちょっとお伺いいたしますが、この学校指導要綱にはですね、要領ですか、要領にはこの国の国旗の取り扱いについて、ええ、小学校学習指導要領解説社会編にこの国旗と国歌の指導については、ああ、この。う、いろいろ書いてありまして、国旗の意義や国際社会における位置づけについて子供たちに教育しなければならない立場に、である学校においてどのような教育をされておられるのかお伺いいたします。

●日高等学校教育課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高等学校教育課長。残り時間が少なくなっておりますので答弁は簡潔にお願いします。

●日高等学校教育課長(日高始) ええ、現在の学習指導要領によりますと、まず小学校での国旗と国歌の指導については、国際社会において、国旗と国歌が重んじられることに気付かせるとともに、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を養うことが大切であり、また、諸外国の国旗と国歌についても同様にこれを尊重する態度を養い、国際社会に生きる日本人としての自覚と資質を育成することが大切であるとされております。また、中学校においても、小学校における学習の上に立ってさらに理解を深めていくということが定められております。こういった

学習指導要領に基づいて、町内それぞれの小中学校ではそれぞれ学年に応じて適切な指導を行っているところでございます。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) ええ、この学校でございますが、ええ、子ども達が国旗に親しみ理解を深めるためにも、この小中学校での常時掲揚の取り組みを進められたらどうかと思いますがいかがでしょうか。

●日高学校教育課長(日高始) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 日高学校教育課長。

●日高学校教育課長(日高始) ええ、学習指導要領においては、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとするとして定めてあります。ええ、このように具体的な指導場面としては、入学式と卒業式が示されておりますが、このほかのどのような場面で、どのような学校行事等で国旗掲揚であるとか、国歌斉唱の指導を行うかについては各学校の判断に委ねられております。したがって、国旗の掲揚ということにつきましては、それぞれの学校において適切に判断されるべきだと考えております。

●和田議員(和田文雄) 議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) えと、この小学校、中学校のこの常時掲揚については、教育委員会または学校長の判断に任せるというのが今の実情だと思っております。ええ、時間が少なくなりましたので、次々と行きます。ええ、近年全国的にですね、ええ、祝日に国旗を掲げる家庭が減少したように思います。我々子どもの頃にはですね、旗日といって祝日には旗日と言って、このう、日の丸の旗を掲げたもんでございます。まあ、国旗を掲揚するかしないかはまあ、このう、家庭次第、自分判断ではございますが、決してまあ、強制するものではないと思いますが、このう、日本、祝日、1月の1日、元旦から始まって、ええ、12月の23日までのこの祝日、15回あるわけでございますが、この15回、まあ、国家の慶祝行事としてですね、祝意を表す意味でもこの祝日、各家庭に国旗を掲げることは大切なことだと思いますが、この町として、この国旗を掲げる呼びかけはどうでしょうか。例えば祝日の前日、無線放送するとか、またこの前の月の広報で何月何日は、このう、祝日、どういう日であるというのを知らせるとか、この呼びかけについてお伺いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、国旗、国旗国歌法は平成11年に公布されておりますけれども、当時の小渕首相がこの国旗掲揚についての代表質問に対しまして、強制しようとするものではないとのご答弁をされていらっしゃると思います。ええ、行政といたしましても、あくまでも各個人の意識でありまして、それをきょうよ、強要すべきものではないとそういう立場でおります。ええ、ただ、あのう、おっしゃいましたように、この国旗掲揚という意義とすればですね、決して悪いことではないと

思っておりますけれども、ただ、行政としての立場もございますので、なかなかそれを強要すべきものではないと思っております。そうした立場に、あのう、配慮していただきまして、地区の活性化協議会が独自に「祝日の国旗掲揚」を推進されていらっしゃる場所もございます。どうかそうした点をご理解いただきたいと思いますと思っております。

●和田議員(和田文雄) はい、議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) まあ、この今の国旗を掲げるか、掲げないかは、このう、強制するものではないというのはよく分かります。まあ、このう、この事例でもですね、石川県の中能登町という、中能登町があります。まあ、そこでは、このう、議会でこの出た国旗を掲げようじゃないかということで、今のこの、それが平成21年にあのう、この議会で出まして、ほいで、この国旗を購入する際に、まあ、国旗がだいたい3千から4千円するそうで、国旗を購入する際、千円の商品券を渡すと、まあ、そういうことで、あの300万円の予算を即町長が作られて今実施しておられるそう、こういう事例もあります。まあ、このようなことで、まあ、いろいろ町長なんかございましたら。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。時間が過ぎますので。

●石橋町長(石橋良治) あのう、中能登町のようなことをする気は今はございません。ええ、やっぱりこれは、やっぱりあのう、一つはやはり我々は日本人であるというような自覚をいかに持つか、というところをやっぱり息長くやっていくことが大事だろうと思っております。あのう、外国に行って、一番思うのは日の丸の旗が目につくと非常に俺は日本人だと、こう思ったり、あるいはオリンピックで日の丸が揚がると、おう、俺は日本人だとか思うわけですが、やっぱりあのう、そういう自覚をね、どう持つかというところを、まあ、教育も含めて歴史教育も含めてですね、やっぱりやっていく、気長に、まあ、地道にやっていく、強制をするべきものではないというふうに、まあ、思っております。

●和田議員(和田文雄) はい、議長。

●議長(山中康樹) 和田議員。

●和田議員(和田文雄) 以上を持ちまして一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で和田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は午後1時15分とさせていただきます。

—— 午前11時45分 休憩 ——

—— 午後 1時15分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして、通告順位第6号、宮田議員登壇をお願いします。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(山中康樹) 5番、宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、5番宮田博でございます。ええ、12月の定例議会にあたり

まして一般質問をさせていただきます。まあ、私、あのう、9月の時にもお話をいたしました、今回の選挙の時にですね、ええ、皆さまに行政の改革あるいは行財政の実態の把握、まあ、そういったものをしっかりと見極め、取り組んでいきたいと、まあ、というようなお約束もしております。ええ、ということで今回も行政改革ということの一つの質問事項にさせていただきます。まあ、その他には、あと3点通告をさせていただきますが、ああして、ええ、27年度から地方交付税の段階的な縮減始まっておりますが、まあ、そういった中で次年度の予算の編成がどのようにされるのか。そして依然として空き家という、増加しておるこの実態に対しての取り組みはどうすべきか。そしてまた、直近では国も関心を示してきました、ええ、いわゆる森林の整備というものについての考え方等々について行政改革、30年度の予算編成、空き家対策、ええ、森林の整備ということで、4点を通告をしました。ええ、おおむね通告順に質問を進めてまいりたいと思いますが、ええ、まず、あのう、午前中に、ええ、12番議員さんのほうから、行政改革についてのご質問がございました。まあ、これはあのう、重複、私も思っていたことと重複する点が多々ございますので、まあ、ここではいわゆる、ええ、これまでの取り組んでこられた中で、ええ、午前中の答弁では、もうあまり大きな改革をする方策が無いというようなご回答も、答弁もされたようでございますが、ええ、しかし、ええ、財政は縮減がされてくる、そして人口も減ってくる。ええ、その中で、まあ、後の段階でもいたしますが、例えば、経費のほうは従来と同じようなウェイトできている、ええ、そういった中で、ほんとうに取り組むことがないのか、あるいはこれからしていかなければいけない、ええ、振り返ってみますと、過去にもいろんな改善改革もされております。ええ、18年頃にも危機的な財政の状況の中で改善をして乗り切ったと、まあ、というような経緯もあります。まあ、直近の中で、ええ、そういった財政改革の中、やって来られた中で、これは成果だったよというようなことがありますでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、これまでのですね、改革のまあ、大きな、あのう、点としてはですね、まずあのう、まあ、あまり好ましくはないんですけども、あのう、人件費のほうでですね、削減を行うということがありました。ええ、これはあのう、まあ、国による、ええ、給料表の総合的見直しによっては引き出されたものがございしますので、その運用を行ったことがまた一つ大きな点であろうかと思っております。まあ、続いてはあのう、企画財政課長のほうから説明させますのでお願いいたします。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、行財政改革で効果があったものというご質問でございますが、ええ、一つ挙げられますのが、普通建設事業へ充当する財源として、起債のキャップ制度というのを現在もとっております。この起債のキャップ制度、発行制限は、平成19年度の当初予算編成時から導入している普通建設事業への要求基準の一つで、平成19年度から21年度までは起債発行額10億円以内、一般財

源所要額 2 億 5 千万円以内とし、平成 22 年度以降は起債発行額 5 億円以内、一般財源所要額 2 億 5 千万円以内としたものがございます。ええ、これにより現在徐々に公債費、借金の返済ですね、償還金額のほうが少なくなっているというふうに考えております。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(山中康樹) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) ええ、まあ、今のそれぞれのご答弁については、まあ、これは過去の数字的なデータからも伺えるところもございますが、まあ、しかし本当にこういったことでいいのかなというまだまだ疑念は残りますが、まあ、そういった面についてはまた別の切り口でも議論を進めてみたいなと思っております。まあ、例えばですね、ええ、今回の議会でもありましたが、あのう、いろいろな保育所等々の無償譲渡による、そういったものでこれから来年度以降、試算は出ないかも知れませんが、どれだけの経費が行政の側では浮いてくるのか、負担が軽減されるのかというようなところは算出されたものはありませんか。まあ、概ねでも結構です。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) えと、保育所の民間譲渡による経済的な影響というところでございますけど、あのう、現在 30 年度の予算編成につきまして行っている最中でありまして、経常経費についてはどの程度の影響が出てくるかというところはまだ計算は致しかねております。ただ、一つ、ええ、影響が出てくるという部分では、ええ、普通交付税のところで、ええ、保育所の措置費、ええ、これが公設民営の場合と民設民営の場合では民設民営のほう若干、ええ、措置される金額が高くなるかと思えます。ええ、そういった意味では普通交付税に対しては、プラス方向の影響が出てくるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

●宮田議員(宮田博) はい。

●議長(山中康樹) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、まあ、あのう、指定管理あるいはそういった面から施設自体を譲渡しながら、ええ、そういった運営の中での歳出の縮減が図られる、まあ、これもある意味では、ええ、財政の改革になるのかなと私は思うところでございます。で、ええ、次の質問に入りますが、まあ、同じ項目の中で、ええ、一つはそういったものの中から、行政あるいはそういった財政面の効率化はどのように図られてきたのかなと、まあ、いうことも一つ考えてみる必要があろうかと思えます。で、ええ、まあ、ご承知のように国の方の財政も非常に厳しい、交付金は減額ということ、ええ、考えなければならぬ財政の運営の中で、やはり、ええ、地方の公共団体も財政の自立性というものも求められてくると思えます。で、そういった中で本町も様々な振興計画等々も策定をしながら、いろんな取り組みをしているのもこれも実態でございます。で、ええ、もう一つはこの自治体、まあ、私は今回は歳出のほうばかり申しますが、ええ、それが行政のやはり質と量、ええ、これが、これを決めるという大きな尺度にもなるんじゃないかなと思っております。で、本日はまあ、お手元にあのう、ええ、財政課のほうでお願い

いたしまして、ええ、性質別の経費の状況、それからもう一点は、ええ、これからお話をします中での、この義務的経費の中に占める割合、人件費、扶助費、公債費等々ですが、まあ、そういったものから、ええ、これまでここはまあ、だいたい5年間ぐらいを見ようかなと思いましたが、まあ、時間的なこともあったりしますもので、この表に限らせていただきたいと思います。で、まあ、本日あとう、テレビ等々ご覧に頂いてる方もあろうかと思しますので、この性質別経費の状況っていうものは、冒頭で申し上げますと、いわゆる義務的な経費、それから投資的な経費、それからその他の経費というふうにおおよそ三分割されるんじゃないかなと思っております。で、特にこのう、経費の部分がですね、これが増加してずっといきますと、まあ、いわゆる財政の硬直化的なものになってくると、とも言われております。で、今回はまあ、その中で義務的経費の中の人件費、ええ、扶助費、公債費、そういったものを中心に、ええ、目線を当ててみればと思っております。まあ、先ほど課長の答弁の中でも、改革の中で給与の見直しをしたと、まあ、というような人件費のですね、見直しをしたというような答弁もいただきましたが、まあ、私は、その個々の職員さんの給与を下げなさいとかいう議論でなしに、ええ、当町のこの歳出の規模に応じた人件費の割合はこれでいいのか、あるいは扶助費の割合はこれでいいのか、公債費、先ほどありましたが公債費は災害があつたにも関わらず減少をしております。ですから、そういったものの割合がどうなのかなと、まあ、いうところで検討をしてみただければと思います。で、あとう、財政のほうで作っていただいた資料は、まあ、また後々ご覧いただければと思いますが、ええ、私が作り出した資料で1点誤った数字を書いておりますので、訂正をさしてください。あとう、28年度の公債費がええと、19億4千412万8千円と書いてありますが、これは正しくは19億9千412万8千円でした。したがしまして、その隣の差額、24年度との比較につきましては、ええ、30、ああ、3億1千876万円、ええ、27年度比較、すみません、ちょっと修正しとりませんが、まあ、いずれにいたしましてもそのあたりが、ええ、割合にいたしましても誤っておりましたのでご訂正を願いたいと思います。で、ここで、まあ、皆さまと見ていただきながら検討を図っていただきたい、あるいはこれに対して執行部はどのようにお考えかというコメントもいただきたいのは、あとう、いずれにいたしましてもこの占める割合が、ええ、比較した時に額は減っておるものの占める割合、ええ、支出、歳出に占める人件費、扶助費、ええ、等々の割合、公債費を除いて、ずっと、ああ、公債費もですね、増加をしておるというような状況でございます。で、こういう状況を、が、これは仕方のないことと捉えるものなのか、まだまだ何らかの改革改善によって、ええ、取り組みができるものなのかそのあたりのご答弁をお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 番外。

●議長(山中康樹) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) ええ、人件費の割合に関するお問い合わせですが、ええ、まあ、あとう、郡内の町村、まあ、たとえば悪いですけども、あとう、単純に比較をしましても同じような割合であると、ただ実態を見てみますと、ええ、これだけ国や県からですね、多くの事務が下りてくる中、ええ、実際の行ってきた事務等考えますと多岐に渡っ

ておりまして、ええ、そのために、ええ、人員が不足しているために、あのう、多くの、あのう、ええ、臨時の方々をお願いして来ていただいとというのが実態でございます、ええ、なかなかきちんとした、あのう、人数を確保することできませんけれども、ええ、そうやって、ええ、事務にかなうようなあのう、人手を、あのう、まあ、賄おうとしますと、かなり人件費率は上がってくるものと思っております。が、あのう、ご承知のように、あのう、ええ、災害復旧等の事業支弁に影響もかなり受けますので、またあのう、いろいろとある選挙とかですね、そういうものとか、あるいは分類の変更もございまして、そうした意味から見ますと、ええ、なかなかきちんとした、そいじゃあなん%よということはいき切れませんが、また若干割合的には増えていくのではないだろうかというふうは予測はしております。

●宮田議員(宮田博) はい。

●議長(山中康樹) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) で、この全体的なことでは、確かに人件費については今あのう、答弁にもありましたが、まあ、ええ、上部の団体から非常にあのう、いろいろと仕事も回ってくるというようなことも考慮しなくてはいけないということもよく分かります。それから申し忘れましたが、あ、表の中へは書いておりますね。今回はあのう、この人件費はいわゆるあのう、ええ、投資的な経費の中に含まれております人件費、まあ、年度によってはこれが7、8千万から1億数千万、災害の時あたりがたぶん増えていると思いますが、まあ、これも含めたものにしております。で、県あたりの統計的に出しておるのはそうでなしに、ええ、これを除いた人件費で、いろんな比較もされているようでございます。ええ、まあ、今の人件費の抑えられた、私はまあ、職員さんの給料を落とすということでは毛頭ございません。割合の問題を申し上げるわけです。で、ええ、もう一つこういった中で、まあ、公債費はあのう、先ほど聞きましたが、ええ、扶助費等々についてはどのような捉え方をしておられますでしょうか。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、扶助費の、ええ、金額のあり方についてでございますが、ええ、基本的にあのう、まあ、扶助費って言いますのは町単独の扶助費もございしますが、基本的には、あのう、制度的なものがたくさんございます。ええ、数年前ですと、臨時福祉給付金といったような、ええ、扶助費的な交付金が出されたこともございます。ええ、ただしこういったものは基本的には、あのう、多くが国、県の補助がついてきておるものでございまして、一般財源への影響は少ないものというふうに考えております。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(山中康樹) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、あのう、おっしゃるように確かにこれはふよ、あのう、この中でもこれはまあ、任意的にどんどん変えていくというようなものではないということでは理解をしております。で、もう1点はですね、これがあのう、町民の皆さま一人あたりにどれぐらいな負担になっているのかなというところで、ええ、別添の資料も、その

下のほうにも書いております。まあ、これも占める割合等々つきましても、ええ、いわゆる例えば人件費、ええ、にじゅう、これが28年度ですね、14万3千円、町民一人の方にご負担を頂いていると、で、扶助費については11万9千円、公債費が17万5千円、まあ、というふうな一人あたりに直したらどうなのかというような評価の仕方、まあ、給与についてはラスパイレースで比較をするという方法もございますが、まあ、これは国家公務員の100としたベースでという捉え方ですので、まあ、だいたいまあ、県下も直近で資料を見ましたがグッと上がってきているのが実態じゃあないかなという気も致しております。まあ、本町は100%は超していなかったとは思いますが、ええ、それともう1点、ええ、そういった中でただ単純に平均の給与額だけを見た時には、ええ、本町は町村では隠岐の島町についで2番目のランクにあるというのも実態でございます。これだけは申し添えておきたいと思います。まあ、いずれにいたしましても、ええ、こういった財政の面からのやっぱり数値の検証もしながら、行財政の改革も進めていくべきではないだろうかという気がいたします。ええ、次の質問に移らしていただきます。ええ、平成30年度の予算編成ということで、まあ、9月の議会の一般質問におきまして、ええ、予算編成の過程の公表というものはできないでしょうかという質問をいたしました。まあ、これは膨大な事務負担を要するというような回答でもありましたし、まあ、私も、ええ、確かにそのこともあろうかと思えます。まあ、今の人件費の比率が高いと言っという、またこのように細かい数字を出すという負担もかけるのはどうかとは思いますが、ええ、予算の編成に当たっての基本的にはまずは町長さんのほうからの、ええ、いわゆる来年度の重要施策あるいは喫緊の課題等々示されて、まあ、それに基づいて編成作業に入っておられると思います。で、30年度の町長が出された施策、喫緊の課題というのは何でございましょうか。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 平成30年度の予算編成にあたり、目指す施策の重点項目と喫緊の課題は何かとのご質問でございしますが、ええ、まず、来年度予算の編成にあたり目指す施策の重点項目でございしますが、町長の指示のもと、目指せ、人づくり・仕事づくり・安心づくり、A級のまちを、をテーマとしまして、8つの予算の編成の重点項目を掲げております。1つ目は、邑南町総合戦略に磨きをかけるでございします。これは、地区別戦略の実現に向けた人的、物的、予算的な支援体制の強化や三江線廃止後の地域活性化をにらんだ交流人口の拡大などでございします。2つ目は、人づくり・邑南町まるごと創生塾の充実でございします。これは、異業種交流による若者リーダーの養成などにより、将来の町の担い手を育成するものでございします。3つ目は、しごとづくりセンターの実効性を上げ、しょ、所得と経済循環の向上を目指すでございします。これは、起業、創業及び町内商工業者への支援体制の強化や食と農の6次産業化などのA級グルメ構想のその後を徹底的に追及するものでございします。以後詳細は、省略させていただきますが、4つ目は日本一の子育て村構想の検証と次への展開の検討、5つ目は健康づくり、ちいく、地域包括ケアの推進、6つ目は共生社会の実現、7つ目は文化財の保全と活用促進、8つ目は

安全、あっ、失礼しました、安心・安全のまちづくりでございます。次に予算編成における喫緊の課題でございますが、こちらは2つを予算編成の基本方針として掲げております。1つは、事務事業の選択と集中により重点施策の財源を確保でございます。これは、本町の歳入の大部分を占める地方交付税、特に普通交付税の減額に対応するため事務事業をゼロベースで見直すことでございます。特に、事業効果が見込めないものや特定財源の確保が困難な事業については、事業の廃止、縮小を行うこと。また、新規事業を行う場合は他の事業を廃止することとしております。2つ目は、先ほどのご質問も、先ほどのご質問にもありましたように行財政改善の推進でございます。こちらにつきましては、町有地の活用や売却及びふるさと納税の推進などによる自主財源の確保、受益者負担の適正化及び収入未済額の解消などによる収入の確保、公共施設等総合管理計画の具体的実行による経常経費の削減などの指示をしているところでございます。

●**宮田議員(宮田博)** はい。

●**議長(山中康樹)** 宮田議員。

●**宮田議員(宮田博)** はい、あのう、まあ、非常にお聞きした中では素晴らしい方針、あるいは課題として掲げての取り組みだなと思っております。ま、いずれにいたしましても厳しい財政の中ですので、まあ、ある程度のこの厳しさというものは、町民の皆さまにもご理解をいただけるような編成にあたっていたいただきたいなと思うところでございます。ええ、次ぎの3点目の質問に入らしていただきます。ええ、まあ、あのう、空き家対策ということ、まあ、これもこれまでいろんな方々、私もしたかも知れませんが、ええ、質問が出ております。で、ちょうどこれの質問を提出しようかなと思っておりました、あのう、5日の日に、ええ、空き家取引市町村仲介通常国会に法案、ええ、税軽減策もというような、まあ、報道が大きくされました。で、ええ、これは素晴らしいあれができるのかなとよくよく読んでみますとどうも、ええ、中心市街地等々での、を前提にしたような書き込みでございますが、まあ、それはさておき、ええ、本町にも、おきましてもあのう、いわゆる昔栄えた町通り、そういったところにおいても、ええ、そういったところにおいても、ええ、そういった空き家が非常に増えてきている。で、安全なこの対策を講じなければならない、ええ、そのようなところから、ええ、本町でも空き家等の適正管理に関する条例が制定をされております。で、今回はまあ、この条例に基づいて、ええ、すべてというわけにはいきませんので、例えばこの条例の第2条には定義が書いてございます。まあ、その定義の中ではいわゆる危険な状態がどういうものかということがございます。そして第7条、これはそういった所有者に対して、ええ、どのような指導あるいは措置をされて、するのかということ。それから8条については勧告。それから11条は代執行、あるいは12条では緊急措置というふうなことを定めた条例でございます。まあ、そこで、ええ、現在このような事例が発生しておって、そしてまた対処をしている事案があるのかどうかご答弁をお願いします。

●**服部総務課長(服部導士)** 番外。

●**議長(山中康樹)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** ええ、ま、危険空き家の実態でございますけれども、ええ、

まずあのう、第2条関係でございます。ええ、この定義に関するあのう、建物なんですけれども、これまで町の方に通報などがあった空き家は全体で24件でございます。ええ、それをいちいち台帳のほうへ、登録をしております。そして、その内訳ですけれども、条項のアに該当しますけれども、ええ、道路等に面し危険な建物でございますけれども、これが19件でございます。それからウに該当します周囲の生活環境に害を及ぼすおそれのある建物が5件でございます。ええ、続いて第7条、第8条関係の指導勧告でございますけれども、所有者に対する指導と勧告の状況につきましては、まず指導でございますが、ええ、この24件中22件実施をしております。残りの2件につきましては、当時一定の管理が認められるもので、その後所有者により解体されております。指導の内容ですが、全ての建物について、所有者又は管理者のほうに文書や電話で連絡を取り、条例の趣旨を説明し、適切な対応を頂くようお願いをしているものでございます。次に勧告ですが、現在まで実施をしておりません。ええ、これまで指導として適切な対応を実施して頂くようお願いをする中で、道路等に面し、瓦など飛散あるいは建築資材等が剥落する恐れがある建物19件については、所有者により解体された建物が7件、防護ネットなどの応急対応がなされた建物が5件、未処置のものが7件でございます。この未処理のものにつきましては、2件が今後解体又は適切な処置を実施したいという回答を得ておりますので、ええ、そのままにしております。また残る5件につきましては、文書で再三お願いをしておりますけれども、なかなか対応していただけないのが実情でございます。また、ええ、勧告にはまだ至っておりません。ええ、それと11条、12条の代執行緊急措置の対応の実態ですけれども、ええ、これは今までの経過を申し上げました内容でございますので、代執行緊急措置は実施はしておりません。以上でございます。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(山中康樹) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、まあ、あのう、これは非常にあのう、対応にとっても難しい面もあろうかと思えます。昨日もありましたがまあ、例えばええ、相続放棄だとか、まあ、いろんな角度から放置される方もあろうかと思いますが、まあ、あのう、まあ、どこがどうこうではないんですが、やはり、いろんな犯罪につながりやすいだとか、ええ、大きな災害の時の対応も難しいとかいろんな要因があろうかと思えますので、まあ、引き続き、ええ、適切な対応をとっていただきますようお願いするところでございます。ええ、次にあのう、まあ、これに関連をしてですが、まあ、いわゆるあのう、こういった空き家あるいは老朽化した建物をですね、に対する固定資産税、ええ、よく耳にしますが、建物を解体すると土地の課税と言いますか、これが一気に高くなるから、まあ、ほっとくんだというようなお話も耳にすることがございます。まあ、私なりに存じておくことはご案内をするんですが、なかなかそういった方に対するご理解が頂けるというところにも至らないのが現実でございます。まあ、そこでこのう、土地、建物の課税、いわゆる建物についてはどの程度までが評価の対象であって、で、それを超えたら、あのう、税金はかからなくなるのか、建物にはですね。で、あるいはある程度は朽ちて落

ちてしまっても課税の対象になるのか、ええ、というようなところと、それから、ええ、もう1点は相続を放棄されたような状態でですね、ええ、建物がまだ存続をしておると。ええ、その建物に対する納税の状況はどのようになっているのか、ええ、そういった実態がありましたら、ご回答をお願いいたします。

●上田税務課長(上田洋文) 番外。

●議長(山中康樹) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) ええ、建物関係での、あのう、どう言いますか、どの時点で建物について課税がなされないかとの部分からお答えをいたしますが、これにつきましては、もともと、あのう、課税となる根拠がですね、不動産登記法における建物と同義のものではございます。ええ、家屋の認定基準も原則として不動産登記規則第111号の規定に準じておりまして、建物の認定基準は、建物は屋根および周壁またはこれに類するものを有し、地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態であるものとされております。ええ、一番最初に外気分断性、土地への定着性、用途性の三つを要件としております。さき、あのう、議員ご指摘のどこまで、どういう状態になったら、あのう、課税されないのかということになりますと、例えば、ええ、屋根、ええ、一番最初よくあるのが屋根で、あのう、雨漏りがするということで課税を、まあ、要するに税金を安くしてほしいということがございますが、行きますと、だいたい修理をすると、あのう、雨漏りが直るんですが、その状態をだいたいあのう、こちらにおられませんので、あのう、そういう方は放置した状態でおかれます。そうすると屋根に穴が開くと、この時点で建物としての用には供せない状況になるというふうに理解をしております。また周壁等に、が要するに壊れて、ええ、完全に吹き通しになったような状態になっても、ええ、建物だとは言えませんが、ええ、そういう状態になったら当然危険な状態になると、いつ倒れてもおかしくない状態だというふうに認識をしております。それから、あのう、それに関連して相続放棄等によって、納税ができない物件がどの程度あるのかというご質問でございますが、ええ、なかなかあのう、このう、相続放棄というのが難しゅうございまして、相続放棄の定義でございますが、本来は相続人が全員、あのう、家庭裁判所において相続を放棄した状態が、まあ、相続放棄なんですけども、ええ、そういう状態はあまり多くございまして、相続権を有する人がすべて死に、あのう、亡くなられた状態、まあ、家が絶えたと言いますか、一般的にそういう状況、またはええ、相続すべき人の所在が不明である。不明というのは単にどこにいるか分からないという意味ではございまして、生死を含めて確認ができない、あのう、よくある例としては出国して、ええ、帰ってこないというような例を思っております。で、そういう状態になった建物、建物で、建物および税金でございますが、現在10件、ええ、本税、あのう、固定資産税に限りませんが、ええ、滞納になっている税額は110万4千892円。それから課税ができない状態になっているのが、13件あるというふうに認識をしております。それで、最後の2でございますが、住宅用地と建物の関係でございまして、建物の、要するに建物を壊すと、ええ、住宅用地が高くなるんじゃないかということでございますが、一般的にはあのう、居宅を解体した時点で課税標準が6倍になるというふうに言われております。ええ、しかしながら、これにつきましては、ち

よっとあのを、誤解がございますので、ちょっとご説明をいたしたいと思います。この住宅用地の特例と申しますのが、住宅用地特例およびこきば、小規模住宅用地の特例というのがございます。それで通常言われております6倍になるというのは、あのを、小規模住宅用地の特例と申します。この制度は住宅取得を推進するための住宅政策の一環として定められたものでございます。住居1戸当たりに200平方メートル以下を課税標準6分の1とする特例でございます。あのを、勘違いというか、思い違いがあるのは建物ではございません。住居です。あくまで住む家というふうに理解をしていただきたいものと思います。それが建った段階で6分の1になりますが、解体すると基に戻るということで、あのを、高くなるんじゃないです。元に戻るというのが、あのを、本来でございます。しかしながら、この課税の実態とはちょっとかけ離れておりまして、この小規模住宅用地の特例は、もともとが大都市部を考えて6分の1となっておりますので、住居を建てる時に都市部ですから非常に高い地価、要するに評価額が高いんで、計算上例えば今ちょっと計算をしてみますが、計算上㎡価格が6万円といたしますと、200㎡で土地の評価額が1,200万円になりますが、土地の課税標準は6分の1ですので200万円となります。その宅地に課税標準200万円の住居が今建っているという場合にこの住居を解体しますという話、計算しますと、建っている状態では、土地に2万9千円、ええ、これはあのを1.45%、うちの税率を使って計算しますが、1.45%の税率で計算しますと、土地は2万9千円、家屋が2万9千円で5万8千円の税額になります。これが特例廃止になりますので土地の課税標準が元に戻って1,200万円になります。そうすると、税額17万4千円となって11万6千円の増税ですということ、これがまあ、よく言われる6倍になるという計算のも、ああ、されるものになっておりますが、しかしながら、邑南町ではこの対象となる平均宅地の㎡価格が2,500円でございます。計算する時に、2,500円ちょっと、あのを、端数が出ますんでここでは仮に3千円で計算しますと、評価額が60万円、課税標準が10万円です。そこに200万の課税標準の住居が建っているということで計算しますと、土地代、土地に対して1,450円、家屋2万9千円で合計3万450円、解体をすると、土地にのみ8千700円で、逆に2万1千750円の減額になります。これはまあ、実際は、それぞれ個人ごとにですね、違ってまいりますので、必ず安くなるということ言うっとるわけでは当然ございませんが、しかしながら大都市部のような地価ではございませんので、上がっても、数千円程度、そんなに大きな金額にはなりません。で、マスコミ等で、大きく報道されておりますけども、邑南町の場合にはこういう問題、こういう金額にはならないと思っております。本当の問題は解体費が高額で解体されないことです。ええ、固定資産税が高額となるという誤った情報が流れることで、結果として、危険な空家が放置されることを懸念を致しております。以上でございます。

●宮田議員(宮田博) はい、議長。

●議長(山中康樹) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、あのを、まあ、私も調べたのがだいたいそうなんです、え

え、そうではあるが、やはりあのう、多くの方、特にあのう、田舎を離れて都会におられる方はやはり都会のデータが頭にあるもんだからそういった基準で、ええ、跳ね上がるとかいうようなお話をされるんじゃないだろうかなというところもございます。まあ、これがまあ、滞納あるいは、滞納もさることながら周辺への危険性ということも考慮しながらまたいろいろな形で皆さまのほうに周知も図っていただきたいなと、そしてまあ、こういった空き家等々が放置されて崩れっぱなしのほうの特だよというようなことがないような、ええ、施策といいますか、指導がしてほしいなというところがございます。まあ、特にあのう、やはり気にしておりましたのが相続関係でも、まあ、これだけのやはり滞納額があるのかなあというのも一つはびっくりしたところがございます。まあ、ご承知のように相続というのは家庭裁判所が承認しないとそれまでは相続人すべてに請求が確かできると思いますので、まあ、そういったところもですね、ええ、しっかりと徴求のほうにあたっていただければなと思うところがございます。ええ、次の質問に移らしていただきます。ええ、森林の整備と活用についてということで、まあ、これもよく森林の関連の質問をするなと、ええ、思われるかも知れませんが、まあ、改めてご案内をしますが、まあ、本町は総面積419平方キロ、森林面積363平方キロ、林野率が86.5、その内の国有林が11.1平方キロ、それからまあ、これはだいたいの3%ですか、それから民有林が352平方キロ、まあ、率にしますと97%。で、人工林がその内の147平方キロ、人工林率は42%と、まあ、データがちょっと古いかも知れませんがそのような認識をしております。ええ、もし数値に誤りがあればまたご訂正を頂ければと思いますが、まあ、そのようなどっちを向いても森、山というこの町の中において、まあ、やはり、ええ、いつも申し上げることですが、手入れがされずに林地の荒廃状態が続いていると、まあ、いうふうな状態でございます。で、ええ、まあ、この質問をするにあたっていろんなもののデータを見ておりますと、直近でですね、1980年から2012年までの32年間で日本の森林面積は全体で20万平方、ああ、ヘクタール減少してるんだそうです。森林自体は減少している。ところが、その減少した中に残った森林の中の蓄積、森林の蓄積は、24億立方、逆に増えている。いわゆる手入れがされずに増えている状態というふうなことが書かれております。まあ、本町におきましてもおそらく、ええ、同じような状態の森林ではないだろうかなという気がいたしております。で、町長のほうも森林環境税の取り組みを一生懸命やっていただいて、まあ、非常に素晴らしいことだと思っております。ええ、ちょうど先ほどとおんなじ日にちの5日の日にですね、ええ、森林整備地方へ数百億、ええ、新税に先行19年度から配分と、まあ、というような記事が載りました。まあ、要はこのような状況をかんがみて、ええ、森林の環境税は24年度の創設予定と思いますが、ええ、それまでに先行してですね、国も手当てを出しながら、ええ、早いうちの整備を図っていくべきじゃあないかと、まあ、いうような取り組みをしようというものだと思います。ええ、そういった中で、例えばこの環境税が出て、事業ができますよと言った時にじゃあどういう手段で本町はこの整備に取り組んでいくのか、そういったところもある程度計画性というものもって行かなければいけない。で、一方ではこういった整備に関連される森林の事業者はまだまだ少ないと思います。で、同じこの書の中で、私がびっくりしたのは、

ええ、林業の就業者数は下げどまりになっていると、今、微増ではあるけど、まあ、増加的なことになっている。まあ、その背景というのは、まあ、本町でもあのう、地産地消ということをやっておられますが、ええ、木造住宅の着工数もこう増えて、復活している、あるいは木材の輸出等々で、ええ、ある意味一時期よりかは良くなっているよと、まあ、いうようなこともあります。で、繰り返しになりますが、あのう、そういった意味合いで、ええ、これからのこういった森林関係の補助金等々が出た場合に本町とした場合はこういった形で取り組んでいく方針でしょうか、ご答弁をお願いいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、森林整備の方向性についてのご質問でございますけれども、ええ、邑南町といたしましては、あのう、昭和30年代から植えてまいりました木材、ああ、森林が今いよいよ収穫期に入っているわけでございますので、これを切って使っていく、そして切った後はしっかりまた植えて森に戻していくという、そういうリサイクルの取り組みがこれからの邑南町の方向性だろうというふうに思っております。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(山中康樹) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、あのう、確かにそれをしなければならないということなんですけど、ええ、先ほども言いましたけど、まだまだじゃあそれを事業を推進するのに、ええ、そういった業者の方、あるいはええ、民間、個人でも取り組んでいこうというような意識の醸成、あるいは業者の育成、そういったものも必要ではないだろうかと思いますが、そういった形の取り組みは現在される予定か、あるいはもうすでにスタートしているのかも一度お願いいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、木材関係の事業に取り組まれている皆さん方の人材育成等の取り組みの状況でございますけれども、あのう、素材生産をされる皆さん方、それから製材、そしてそれを活用される業者、ああ、事業者の皆さんで島根県木材協会という協会をつくっていらっしゃるしまして、ええ、この地域では邑智郡にその支部がございます。ええ、そこに参加してらっしゃる皆さんで毎年勉強会を開かれたり、そして人材育成としてはそういった中での新たな雇用を、農林大学校を卒業された方の中から採用されたり、そして自ら後継者の方をそういった学校に進学させたりというような取り組みをしていらっしゃるというふうに聞いております。

●宮田議員(宮田博) はい。

●議長(山中康樹) 宮田議員。残り時間が10分になっていますので。

●宮田議員(宮田博) ええと、それとですね、あのう、本町もあのう、町行造林の、があると思いますが、まあ、この町行造林による、これなんちゅうんですかね、財産収入というんですか、これはちょっと私も決算書上でよく把握しなかったんですが、だいたい、どれぐらいあって、それからまあ、逆にこれを実施するがための費用というものがどう

いうふうになるのか、まあ、今日データがなければそれでも結構ですけど、またいずれお聞きしたいと思いますが、まあ、そういったところも、もし分ればご答弁を頂きたいと思います。で、時間がないということです、すいません、先に進ませてもらって、あとで結構ですので、あのう、次の質問項目の中で、ええ、森林資源の活用ということを挙げております。で、ええ、この活用、まあ、ご案内のように、ええ、ああした、あのう、バイオマスエネルギーの発電用のチップの生産、ええ、今取り組んでおりますが、本町もまあ、ええ、相当な投資もしておるわけですけど、これの現在はどのような状態なのか、予定通りの生産額になっているのか、そうでないのか、まあ、額はたぶんこれは、ああ、はかれないと思いますので、まあ、量的なもので、もし分かればご答弁をお願いいたします。

●植田農林振興課長(植田弘和) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、町内でのチップ生産の状況についてのご質問でございますけれども、ええ、現在商業レベルでの木質チップの生産が行われております事業所は、邑智郡森林組合のみでございまして、ええ、森林組合での出荷量は平成28年実績で、18,514t。今年度もおおむね同程度の出荷量で推移しているというふうに伺っております。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(山中康樹) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) これはあのう、当初これを作るときにおおよその目標的なもの、年間どれぐらいな生産高ってような目標は立ててあったんですか。

●植田農林振興課長(植田弘和) 番外。

●議長(山中康樹) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長(植田弘和) ええ、先ほど申しました、28年実績の18,514tの中は、燃料用の木質バイオマスとそれから製紙用チップと両方が含まれた数字でございまして、ええ、内訳で申しますと、ええ、製紙用が4,700t、そして燃料用が13,814tという内訳になっております。そして、あのう、当初、ええ、あのう、邑南町の木質バイオマスの事業を始める時に、ええ、邑南、邑南町と申しますか、その事業を受けました邑智郡森林組合では、1万トン进行計画しておりました。計画しておりましたと申しますのは、島根県内に設置される木質バイオマスの発電所へ供給する、ええ、県内の業者で分担して納入するわけですが、その邑智郡森林組合の受け持つ部分が約1万トンということでございましたので、目標約3千トンばかり上回って、ええ、稼働している状況だというふうに見ております。ええ、町行造林の伐採による収入でございまして、ええ、今年度の場合、ええ、ああ、28年度の決算の場合、事業費が2千百とび4万7千円の事業に対して、ええ、伐採の収入は400、4百万7千円を収入しておりますが、その他に県支出金として1千339万3千円の補助金が入っておりますので、ええ、残った邑南町の一般財源としては364万7千円を充当しております。

●宮田議員(宮田博) はい。

●議長(山中康樹) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、ちょっとこれは私の勉強不足だったようですので、また仕切り直しをさせていただきたいと思います。失礼しました。ええ、次にですね、あのう、この森林資源の活用というところの中で、まあ、ああしてあのう、公共施設、まあ、例えばこれをボイラーとかしようし、ああ、小さい発電とかのことで、温水プールであるとか、学校の暖房、ええ、そういったものにこれをあのう、膨大な資源を活用する計画はないのか、まあ、先ほどの木質のバイオの場合はこれは製品の規格があると思いますが、ええ、私の知り得る限りのこの小規模の、ええ、エネルギーのまあ、ボイラー的なものは例えば道路の倒木等々切って、そいで燃料に変えるということも可能だと、まあ、いうふうに、ええ、聞いたと思います。ああ、見ております。で、そういった計画が本町にはあるのかどうか、ご答弁をお願いします。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 番外。

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、小規模な木質バイオの、ええ、発電施設、ええ、これは公共施設というところで限定してもよろしいでしょうか。はい、ええ、そういたしますと、公共施設等における木質バイオエネルギーの活用についてお答えをさせていただきます。ええ、邑南町の木質バイオマスエネルギーの利活用について、ええ、木質バイオマスエネルギーを始めとする新エネルギーにつきましては、平成20年2月に邑南町地域新エネルギービジョンを策定しております。このビジョンでは木質バイオマスエネルギーの熱利用について本町として積極的に導入を進める新エネルギーと評価し、公共施設への木質バイオマスエネルギーの導入促進を、新エネルギー導入の重点プロジェクトと位置付けております。本町におきましても熱需要の大きい施設のボイラー設備の更新時には、木質バイオマスエネルギー導入の検討を行っておりますが、残念ながらコスト面やチップ置き場新設のための敷地の制約などから、実際に設置された例はございません。なお、道の駅再整備について検討いただいております道の駅瑞穂整備検討委員会におきましては、現在木質バイオマスエネルギーによる発電および道の駅とその周辺の公共施設への熱供給が話題となっておるところでございます。以上でございます。

●宮田議員(宮田博) 議長。

●議長(山中康樹) 宮田議員。

●宮田議員(宮田博) はい、まあ、あのう、せっかくのビジョンができて、またこれができないということですね、やはりあのう、たぶん補助金もいろんなこれあのう、関連の補助金があると思います。あのう、例えば林野庁とか総務省とかいろんなところを見てみましたが、まあ、おもしろい民間なり公共団体なりに対する補助金というものもいろんなものが出ておると思います。で、せっかくの今のようなこれからじゃまになるようなものでもこれが一つの資源になるというような視点からこれも積極的に取り組んでいただける、いただいてほしいなというところでございます。ええ、たくさんの通告をいたしまして、たいへん急いでしまいましたが、以上で質問を終わらせていただきます。

●議長(山中康樹) 以上で宮田議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせ

ていただきます。再開は午後２時３０分とさせていただきます。

—— 午後 ２時１４分 休憩 ——

—— 午後 ２時３０分 再開 ——

●議長(山中康樹) 再開をいたします。続きまして通告順位第７号、三上議員登壇をお願いいたします。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) １４番、三上議員。

●三上議員(三上徹) ええ、１４番、三上徹でございます。ええ、もう今回あのう、最後の一般質問となりました。ええ、私も早くから通告しておろうとして準備を仕掛けておりましたので、一番最後になったり、なかなか時間が経ったのでトーンダウンをしてまいりまして、元気はありませんが、まあ、１時間ほどお付き合いを願いたいと思います。ええ、私は今回２点の通告をしております。まず１点目の三江線廃止に伴う町の考え方についてを質問をいたします。ええ、平成３０年３月で廃止というのは本当であろうか。２両編成でも満員の乗車、再三取り上げられるテレビや新聞の報道。これに少しでも関わっていない人は乗り遅れた町民のような錯覚を覚えるのは私だけであろうかと自問自答する今であります。ええ、廃止後の代替交通については沿線全体がなんとかつながる案が示されておりますが、ＪＲの資産については誰がどのように取り扱うのか、各々の自治体判断であり、決まっていないのが現況であります。今まで議会に対していろいろと状況を報告していただきましたが、最終結論が３月とせまる中、判断する基準等が議員である私自身にも見えてきません。ましてや町民の多くは何もわからないと思います。ええ、いろいろなところから電話や問い合わせもあり、今回この質問をすることといたしました。ええ、三江南線が、ちょうど私が、私の口羽が、についたのは三江南線でございます。三江南線が口羽まで開通いたしましたのは昭和３８年でございます。私がちょうど高校２年生の時でございます。２年間三次まで通った懐かしい景色が思い出されます。当時も２両編成で、満員で立っておりましたが、今たいへんな三江線ブームで当時の再来となっております。ほんとうに廃線となるのでしょうか。また延期の交渉等はこういう状況を見て、これはとって、ええ、交渉等をされたのでしょうか。と、もう一つ続けていきますけども、この廃線にいたったと、廃線にいたるのはなぜであったかと。まあ、もう廃線は決まっておるんですけども、こういうブームが今起きておる中で、やはりもう一度なぜ廃線になったのかということも確かめてみたいと思います。よろしくお願いいたします。

●三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) ええ、三江線廃止に伴う考え方についてということで、まず一つ目として、まあ、今たいへんな三江線ブームだけれどもほんとうに廃線となるのか、再度の交渉はという、まあ、ご質問だというふうに思います。ええ、西日本旅客鉄道株式会社、すいません、以下、ＪＲ西日本として発言をさせていただきます。あのう、ＪＲ西日本は、平成２８年９月３０日に、平成３０年、来年ですけれども、４月１日を廃止予定日として、鉄道事業廃止届を国土交通大臣に提出しております。

同法には廃止、中止の規定はございません。ええ、しかしながら、中国運輸局によれば、届出者であるＪＲ西日本が事業継続の意思を示すか、あるいは第三者が事業譲渡して、ええと、継続して事業をするということになれば廃線を中止するという事は、理論上は可能であるというふうにうけたまわっております。しかしながら、そもそもＪＲ西日本は三江線の赤字を廃線の理由とはおりません。多少の増収があったとしても方針が変更される事は無いと認識をしております。ちなみに平成２６年度の三江線の運営実態について申し上げますけれども、平成２６年です。あのう、輸送密度が５０人。これはあのう、１日１km当たりの運送人員です。輸送人員です。で、収入が２千３００万円、費用が８億４千８００万円で、営業損益は８億２千４００万円の赤字でございました。ええ、２８年度の輸送密度は８３人、今年度の上半期、非常にたくさんの皆さんにご利用いただいて、１００人を越えたのではないかというふうには推計されておりますけれども、赤字解消にはほど遠い状況であると言えます。また第三者への譲渡につきましても、三江線改良利用促進期成同盟会のほうが、毎年８億５千万円に上る鉄道維持のための財政負担には耐えられないという見解を示しておられますので、こちらでも多少の利用者増で、ええ、鉄道事業の譲渡先が現れてくるものとは考えておりません。さらに申し上げれば、あのう、来年３０年４月１日からの代替交通運行開始に向けて、もう法的手続きやバス車両の準備等も進んでおりますので、本町としても方針変更はないものと考えておりますので、ええ、この間、再度延期の交渉というのはやってはございません。ええ、その上で、なぜ廃線に至ったと思うかということでございます。あのう、ＪＲ西日本が示しております廃線のりようは、理由は四つございます。一つ目は、拠点間を大量に輸送するという鉄道の特性が発揮できていないこと。二つ目は、通院・買い物などの市町内で完結する少量で多様な移動がこの地域の実態であり、鉄道が地域のニーズに合致していないこと。三つ目が、三江線活性化協議会による、５カ年の取り組みにもかかわらず、利用者の減少に歯止めがかかっていないこと。四つ目が、過去１０年において二度にわたり大規模な自然災害が発生し、今後も災害発生リスクが高いことが示されております。あえてまとめて言えば、あのう、利用者が少ないこと、ええ、それから今後も災害復旧費等の維持経費のかかる路線であることがあがっております。根底にあるのは民営化による採算性中心主義だと、政策だと思っております。廃線に至る背景として昭和５５年に国鉄再生法により、輸送密度４千人未満の赤字ローカル線が廃止・転換対象となっておりました。三江線の場合は代替輸送道路が未整備等の理由から廃線対象除外とされましたが、採算性中心の大きな流れにはあらがえなかったということだというふうに思っておりますし、また、平成１１年の鉄道事業法改正で鉄道事業の廃止が、許可制から１年前のとどけえせいに、届出制に変更され、事業者の判断に委ねられた事も廃線に至った要因の一つだと考えております。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) はい、ええ、まあ、交渉はしなかったと、あるいはそのう、廃線の

延期はないんだということ、それはまあ、私も分かっておりましたが、一応これだけのブームですので、まあ、そういうことがあったのかなと、少しはね、思ったところであります。ええ、先ほどなぜそのう、廃線に至ったかということで、私もここに書いておりますが、ええ、何がまあ、申し上げたいかと申しますと、満員で走っていた私が高校2年生の頃ですね、その頃でも赤字だったんです。なんぼそれで走っても赤字だった。それでもまあ、生活に必要な交通の路線としてですね、国があろう、延ばしてくれていたと私は思っております。いうことはいかによけい人が来て、まあ、黒字なら別ですけれども、なんぼ来ても赤字な状況のなかで、なんらか特殊なことを考えないと、まあ、国の恩情にすがれないというような、まあ、状況ではなかったかなと思いますし、ちょうどその頃、国、あろう、生活環境と言いますか、国の環境も変わりまして、まあ、ちょうどその頃ですね、その後昭和40年代にですね、モータリゼーションの発達でです、あろう、もう、だんだん車ばかりになって汽車に乗らなくなったというのが実情でございます。まあ、現在、まあ、町内のインターネットなんかで調べてみますと、ええ、町内4駅で、まあ、8人が示されております。まあ、そういう状況の中で私が思い出しますと、ちょうど40年代のころ私は2千何人の会社に勤めておりましたが、自分で車を持つとる人は3台くらいしかなかったと、そこへ私たちが、私が車を持ったというのが、おお、よう持ったなと思われるかも知れませんが、中古を共同で買って1台、ちょうど会社の人に乗ってくる4台目でした。それでよく覚えております。まあ、そういう中で、ええ、住民も少なくなり乗る人も少なくなった、そういう時代変化に対して、どのようなブームを起こす策をとったかなあと、今私も、今非常にしきり反省をしております。ええ、私もこの期成同盟会に出さしていただいたりしてですね、その頃自転車を積む汽車をつくったり、あるいはカヌーを積む汽車をつくったり、いろんなことをしたらどうかというのは、いっぱいいい意見としては言ってきたわけですが、それはまあ、あの頃、まあ、そうは言いながら廃線にはならんだろうというような感じがあったと思います。まあ、そういうことでね、非常に今残念な思いをしとります。まあ、こういう三江線を懐かしむ沿線の住民としてですね、今まで何回この三江線を利用したであろうかなということも、私も高校の時は通ったけども、あとは車が多かったなあと反省をしとります。多分皆さんも乗られた人が、まあ、乗られてはおるでしょうが、まあ、あんまり何回も乗ってはおられないと思います。ええ、さて、今までの経過を申し上げてまいりましたが、現実には3年、ああ、来年の3月廃止が決まっております。実際のところ、今回町として何が問題で、何をしなければならないか。まあ、ここをほんとうの意味は、あまりこうこう言うとか解決が難しくなりますんで、ええ、私なりに考えてみました。まあ、生活に支障をきたさない町民の交通確保。まあ、なんぼ使わなかったと言いつつもですね、まあ、その代わり、代替交通がありますけれども町内、町外への移動の手段の、まあ、検討です。まあ、それはやっておかないとなんぼ乗らなかったと言えどもですね、それはやっておかなくてはいけない。それともう一つは今言われておりますJRの資産の管理の責任を明確にしないといけない。誰がどういうふうに管理するんだと。資産をですね。JRそのままうちは要りませんよいうて残しても、今度はJRさんにどういう管理をしてくれるんだということはピシャっというていかにやい

けんわけであって、そういうことを今までの経過の中から今回思っと思いますというか、今回やらなくてはいけない、そのう、解決がそれだと思います。ええ、その次にですね、固定資産税のことを書いておりましたけども、固定資産税は、ほんま、あのう、私は何故書いとったかいうと、もし、今のＪＲへそのまま持っていただくと固定資産税が相当入るのかなと思っておりましたら、まあ、あのう、今までの計算方法が、あのう、特別の計算方法らしくて、年に２万円しか今入ってない状況が見えました。それがなんぼ、先ほどの話で上のもんがなくなったと言えどもですね、まあ、ＪＲがこんだあ変わったと言えども、まあ、そう飛びぬけて増えることはないのと思いますので、ええ、まあ、このへんは、あのう、飛ばしますというか、あのう、質問を、は、飛ばしていきたいと思います。ええと、それではですね、その次に今まで聞いておりました話の中でＪＲのその資産をですね、まあ、ＪＲ側がなんか使ったら無償譲渡しますよと今言ってくれております。ＪＲの真の目的はなんだろうと考えますか。

●三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) ええ、資産無償譲渡の、まあ、ＪＲの目的はというご質問だというふうに思います。あのう、平成２８年９月３０日、正にあのう、ＪＲ西日本が、三江線廃止届を中国運輸局に提出した後の記者会見でございますけれども、線路敷や駅舎の活用策も市町村などと協議するとの考えが、まあ、示されました。その後邑南町内９．７km、約１０万４千平米の線路用地等のリストに合わせまして、鉄道資産の活用希望のとりまとめ手順が示されました。代替交通の運行等に利用する資産、それから地域振興への活用を希望する資産、まあ、この二つに区分を、この二つの区分を示して、市町の希望をとりまとめが開始されております。あのう、民間事業者であるＪＲ西日本は２９年３月期の決算において、橋梁等の撤去費等の見積額１１４億、１１４億７千万円を特別損失として線区整理損失引当金繰入額として計上されております。あのう、償却資産には残存価格もあり、ええ、有償での条件提示もあり得たと思いますけれども、現実には市町には原則、ＪＲが全ての橋梁を撤去するが、沿線自治体が希望すれば無償譲渡に応じるとの方針が示されております。以上のことから、三江線廃止により必要となる新たな地域振興策に活用できれば、資産の有効活用に繋がるとの配慮があるものと考えております。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) はい、まあ、そういうことでＪＲのほうはそういうすべての橋梁等々を、まあ、廃止にあたって取るのに、そういう金を計上しとるということでございますが、まあ、この前からの報告によりますと、ほいじゃあ、受ける邑南町なら邑南町そのものが、あのう、その撤去費に見合うだけの費用をくださいと言った時に、ＪＲ西日本はこう答えられたというのが、私はいつも頭に残っておりますのは、その金を出すぐらいだったらＪＲ西日本自らが壊しますよと言われたと、いうことはうちが、うちがいうか、あのう、邑南町が譲渡を受けた時にですね、まあ、この中身を見てみますと、まあ、撤去費でなくて、ええ、準備金みたいな格好でのとっておりますが、それは相当そのう、

もし事務譲渡したうちがそれを壊していくとするならば、どの位の差異があるんだろうかというのが、まあ、一番知りたいところです。その差異があるということが一つはうちのリスクにあたってくるわけで、まあ、そういうところで、まあ、譲渡を今受けようと町がけい、報告の中で計画されている資産は、西之原山根線の道路拡張のための用地。ええ、口羽駅周辺の農地出入り解消のためのところの土地。宇都井駅周辺から口羽駅周辺までを利用した活性化案。こういうまあ、活用概要はですね、今報告されております。ええ、中でも活性化に利用する部分については、たいへん努力を頂いている団体があることも伺っております。ええ、その努力にたいへん敬意を表するところであります。しかし町としての判断時期も迫っている中でですね、具体的内容が、まあ、私にはあまり見えてきておりません。ええ、町と団体とでどこまで検討されているんだろうかなと思います。ほいで、その中で一つ私が心配しておりますのは、もし無償でいただいた時には、例えば、財産取得の議決等はいらないのかというのが、まあ、一つ。で、もう一つはなんらかあって町がそれを責任をもって、その施設を撤去に、せにゃあいけないと時、先ほど申しました撤去費でない、準備金と撤去費のこの差異、あるいはその準備金をいただいとるがそれを今どういうじょう、担保してそこへ基金として残していく方向で、そういう話しが前へ進んだのか。ね、進んだか、さっき無償であるばそうで、もしそれが無かった時には、まあ、その差異部分もあります。この差異部分については、まあ、債務負担行為的な状況だと私は思っております。要は将来もしなんかあった時には、その部分はなんぼ基金を積もう思うてもないわけですから、その差異の部分は。いうことは、もう町がそれはやっていかにゃあいけん。もしそこへ担保しとったとしてもですよ。まあ、そういうことを考えた時にこれは無償、ああ、債務負担行為にあたるかなあと。だけそういう時にはどう、どう議会とすりゃあ考えりゃあいいんかなというのが、私の一つの思いです。そこを今一番心配しとるのはそこです。ほいで、じょうぶについていろいろ協議されて、活性化でね、頑張っておられる、それは大いにわしゃあ、やってもらわにゃいけんし、もう一つはその、ううん、そういう活性化をしようというものは少々リスクはあるんで、あるけ、わしゃあ、大いにリスクはあってもええけ、やりゃあええと思う。ただそれが、町にすごく将来的に債務負担行為的なことになったりして、このう、先ほどもあったような財政のいろんなところへ影響を及ぼすようなことではいかんよという心配があるからこれ聞きよるんで。ほいで、さっき言いましたような、まあ、無償で、財産の取得の議決等とか、債務負担行為等についてはですね、どういうふうな状態になっとるのか、あるいはそのう、団体との中身がどういう交渉、今どういうふうになっとるのかをお願いいたします。

●柳川企画財政課長(柳川修司) 番外、

●議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

●柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、財産の取得が、ええ、議決対象になるかのご質問でございますが、ええ、地方自治法の96条で委任しております邑南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例によりますと、ええ、第3条におきまして、ええ、不動産の取得及び処分は、予定価格が700万円以上のものというふうになっております。ええ、つきましては、無償譲渡に関しては議決の対象にはならな

いものというふうに理解をしております。また、ええ、債務負担行為のご質問の件ですが、ええ、これにつきましては、具体的契約、個々の契約の内容によるものと思われるんですけど、現時点におきましては将来に渡って債務を負担する行為という明確な位置付けになっておりませんので、こちらのほうにつきましても予算上の債務負担行為の必要はないというふうに理解をしております。

●三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) ええと、譲渡資産の活用と町のリスクはということだというふうに思っています。あのう、現状の報告をさせていただきたいというふうに思います。議員ご質問いただきました、鉄道資産活用に対する考え方でございますけれども、まあ、あのう、おっしゃっていただきましたように現在沿線6カ所をですね、資産譲渡取得の対象として検討をしております。内2ヶ所につきましては、先ほどもいただきましたように、民間団体から鉄道公園としての活用を前提に町に環境を整えるよう提案を受け、これに応える手段の一つとして資産の取得、これの是非について、まあ、検討しているところでございます。残り4ヶ所につきましては、沿線地域で生活されている皆さんが不便を感じている事、現に。またこれから生じるかもしれない沿線環境の悪化に対処するため、道路改良を含む沿線の生活環境整改善等への活用に向けて、資産取得を検討しているということでございます。資産譲渡を受けた場合のリスクについてでございますけれども、三江線が運行している間は、先ほどおっしゃっていただきましたようにJR西日本があらゆる安全対策や環境維持について対応されておりました。本町が資産取得をした後は、邑南町がこれを担っていく事になります。具体的には、トンネル、橋梁、取得用地に対する安全対策を考えて行かなければなりません。ええ、また、鉄道を活用した薬剤散布等による除草作業等が出来なくなりますので、これに替わる沿線環境対策なども必要になるというふうに思います。それぞれ資産毎に、管理面積、管理方法、メンテナンスに必要な作業や頻度が異なろうというふうに思っておりますが、この点に関しましては、具体的な対策や必要な経費について、まあ、この間ノウハウを持っておられます、JRのほうの、ああ、JR西日本さんに協力を求めながら現在その内容を確認をしている最中でございます。資産活用につきましては地元意見聴取会でのご意見や住民団体の意向を受け止めつつ、住民団体の事業計画の実現性、それから地域振興効果、あるいは資産譲渡を受けた場合の将来的な財政負担など費用対効果等について検証するためのデータを、今、収集をしている最中でございます。あのう、今回データの一つとしてJRから支援金が示されたというふうに思っておりますので、これがすべてだというふうには思っておりません。まあ、引き続き合理的な結論に至るよう対応していきたいなというふうに考えておるところです。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) はい、ええ、まあ、あのう、そういう内容でやるということは、まあ、今までも報告は受けておりますが、まあ、先ほど言いました、まあ、今回どういうリス

クが発生するだろうかということをですね、ようようわきまえてですね、物事を判断していかなくてはいけないと私があえて思ったわけでございます。特にまあ、今回活性化で非常に一生懸命やっていたいと思いますが、活性化で宇都井の駅から口羽の駅までやったときに、まあ、間に長い距離の広島県が、のほうが長い距離があるわけでありまして、まあ、広島県のほうが今どうなっとるんだろかなということもあります。もし広島県がうんと言わなかった時には、ほいじゃあ分割してどういう、なにをするんだろかいの、いうのもまだ見えておりません。私たちにはね。だけまあ、そういうような状況の中でやはり、あのう、あんまり、そのう、リスクを持たないまだまだいい活性化方法はないかとか、いろいろ協議はしていかななくてはならないんじゃないかと思えますし、特に、まあ、口羽の駅周辺については、もしあこ、あこをもらって、あそこをどうとかする分についてはね、あんまり後、撤去してもリスクはなさそうに思いますし、口羽の駅からのトンネルはいきなり道路から、おんなし高さでするので入れるので、これはもう農業施設として、あるいはあのう、保管施設として使ったり、キノコの栽培に使ったり、まあ、いろんな使う面もあると思います。まあ、そういういろんなことを考えてですね、あのう、リスクのないですね、いい方向に行ったらいいなと思っております。まあ、そういう中で三江線がなくなる、まあ、地元の議員としてですね、まあ、なぜ地元の議員ならもうちょっと応援せんのならと言われるかも知れませんが、まあ、応援もせにゃあいけんのですが、もう一つは、だからこそそういう意味で、チェックも私は一議員としてもチェックをしていかなきゃいけん。ね、どうことが行われて、あとごうぎ負担がくるようでも、なんで、あんたあ議員だったから、ねえ、あのう、あがあなたも考えずにわあーわあーしたんか言われても困るんで、そりゃあ、議員としてはチェックせにゃいけん。だからこういうふうに質問をしよるんであります。ええ、特に羽須美の活性化は大変重要と私は思っております。ええ、今回の活性化は、ああ、質問はですね、決して活性化に、まあ、異議を唱えるものではなくて、活性化にはリスクは付きものと私もそういういみьяあ思っております。うう、もう少々1千万、2千万それはするのは、活性化をするのには当たり前だとは思っております。しかしそれが、邑南町の財政にひびくような、特にこの前公共施政の維持をやっていく構想が出ましたが、年に30億円かかっていくよと、それを総合的にやっていけば。それを40年間やっていくんだというような、まあ、そのう、計画までこないだ出とるわけです。だからそういうところも感じると、まあ、いろんな各方面からやっ、議員としてはですね、やっていかなくてはならないと思っております。そういう意味でさっきも言いましたが、少ないリスクでまだその活性化の方法をですね、いろんな方法を考えていただいて、そりゃあ資産活用の中でもまだリスクを少なく活性化ができることもまだまだあると思います。ええ、将来を見据えたそういう活性化案を検討していただきたいと思います。あくまでも、最後に結論を出すのは町であります。そういう意味において、あのう、今日申し上げたことを胸に締まってですね、いろんな角度からね、あのう、検討いただきたい。ほいで、ここですね、最後に私はこの前名前をよう読まんかったんですが、赤禰武人という人のですね、処刑時のことばを引用させていただきたいと思ひ。ええ、真は偽りにも似て、偽りは真にも似たり、ということばを最後に殺される時に言われたそうです。

まあ、私も知りませんでしたけども、高杉晋作と初めは仲良くやっていたんですが、途中から高杉晋作のペアと前へ走るのよりはもう少しこっちをまとめていこうとしながら、ちょっとそこで別れてですね、最後にはまた長州藩が割れてはいけないので、そこをうまくまとめようとしてよそから帰ったところを捕まって処刑されたわけです。で、まあ、その時にどっちがえかったか分かりません。だからまあ、赤禰武人という人はですね、真は偽りにも似て、偽りは真にも似たりということばを出して、あのう、背中の服へ書いてですね、訴えができんから死んだそうでございます。まあ、そういう意味において、あくまでも判断は町がするものですので、いろんな多くの検討要素をですね、ファクターをいろいろ取り入れながらいい判断をしていただきたいと思います。まあ、けんけんがくがくでもないですが、私の思いを言ってやりましたが、まあ、町長に感想があったらお願いをいたします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) ええ、三上議員の主旨は一言で言えば、慎重の上にも慎重ということだろうというふうに思います。で、私自身もやっぱり地域振興としての活用、どういう方法があるだろうか、民間団体ではいろいろとこう出ておりますけども、まだまだ我々の聞き取り不足もありますし、検討不足もあります。一方でこれを譲渡した場合にどういうリスクがあるだろうか、まあ、この問題については全協でも少しお話をしましたが、11月の27日に初めて米子支社長からいわゆる支援金なるものを提示されたわけでありまして。ええ、したがってまだそれからあまり間がないわけでございますので、ええ、これからそのリスクについて、ええ、我々も大いに検討しなきゃいけないけども、特にあのう、問題になるのがまあ、宇都井の駅周辺だろうというふうに思います。で、このリスクの問題については、支社長に申し上げたのはかなりまあ、長大なものですから、将来に渡ってどの程度、まあ、維持の面でできるんであろうか、すぐにも維持費がかさむようでは困るし、まあ、そういった客観的、科学的なデータがないと我々もまったく判断できない、それを示してほしいということで今お願いをしております。で、三上議員がおっしゃいますようにやっぱりいろんな各方面からいろんな事柄についてやはり出してもらって、総合的にどう判断するのかっていうのが今からの状況だろうと、まあ、いうふうに思います。で、まあ、三上議員は行政が最終的に判断するんだということを、まあ、おっしゃいましたけども、やはりこれはあのう、資産譲渡ということを前提にいろいろ考えるのであれば、ああ、あるいはそのリスクということを考えるのであれば、単に羽須美地域の問題だけではなくて、石見地域、瑞穂地域の問題でもあるわけです。町として受けるということになればです。ですからそういう意味では、ああ、うん、全町的にやはりそうした情報公開も含めて、どういうふうに町民の皆さんが考えられるかっていうような場づくりはして行かなきゃいけないな、というふうに思いますが、やはりそこにはやっぱりおそらく賛否両論あるんだらうと思います。で、最終的にはやはり町ももちろん考えますけども、やっぱり住民、それぞれの代表である議員の皆さんもお一人おひとり真剣に考えていただいて、この問題についてですね、やはり行政と議会が真剣に渡り合う、こういう場が必要ではないかなというふうに、まあ、

思っております。まあ、そういう意味で、まあ、議長さんにも全協の時にお願いをしましたけども、まず地域振興策について民間団体からの意見なるものをぜひ聴取してほしいということを申し上げて、早速予定されてるというふうに聞いておりますので、同じ土俵の上に立ってですね、議論していかなきゃならないと、まあ、こういうふうに、まあ、思っております。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) はい、ええ、まあ、あのう、そういうことでいろんなところからですね、意見を聴取しなくてはいけないということで、ええ、まあ、町長もそういうことをしながら、まあ、そうかいうて活性化の芽を摘むわけにはいきませんので、まあ、そっちのほうもやりながらやらなくてはいけない。ただ、まあ、これを機にですね、私も、あのう、いろいろよその活性化策、廃止になったとこのね、インターネットでいろいろ調べてみました。まあ、よそはね、ちょっと条件が違うなと私は思ったのは、その資産そのものをですね、例えば、あのう、サイクリングロードをつくったりしとるのは、もうそれ県道にしたりですね、県がもう県道にしたり、あるいはそのう、会社が持つとった鉄道なんかは会社が、あのう、資産をそっから会社から借りて、上の運営をしとるかですね、まあ、いろいろ条件の違うとこがかなりあったように思います。まあ、またこれは今度意見をいろいろ言う時にまたやりたいと思います。ええ、それでは、まあ、通告の2点目のですね、町の公共交通のあり方についてという質問に入りたいと思います。ええ、邑南町も合併をいたしまして、まあ、13年経過し、地域、地域のですね、生活環境も大変大きく変わってきたと思います。ええ、モータリゼーションの始まった車社会しか知らない私たちの年代、まあ、ちょうど私たちがそういう状況になったときにですね、ええ、車、車、車になったわけで、車で自由に行き来した時代の多くの人ですね、今度は一気にその高齢化の状態に入って、今度は免許の返納者も多く増加することが予想されます。これが今すぐとはいきませんけども、そういう前兆が見える今ですね、今の邑南町の中のこう、公共交通のあり方をですね、もう抜本的というか、根本的に、今までは例えばもういきなり今まで各町村がやとった、ね、交通を、まあ、つないでどうにかやとったように私は思います。だから今度はまあ、町全体のこうつ、公共交通をどうやっていくかについてはですね、まあ、今日ちょっと伺っております。まあ、それに対する全体の費用と今どのぐらいの、まあ、空で走とる車がおいいように思うんで、乗車率がどのぐらいかをお伺いをいたします。

●三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●議長(山中康樹) 三上定住促進課長。

●三上定住促進課長(三上直樹) ええ、まずあのう、町全体の公共交通にかかっている費用についてでございます。あのう、28年度決算では、町営バスの運行にかかる経費は6千730万1千円、スクールバスの運行にかかる経費は7千627万7千円、合わせますと1億4千357万8千円の費用がかかっております。一方、町営バスの収入は、運賃収入が931万4千円、島根県からの交通対策交付金収入が941万4千円、邑南川本線に対する川本町からの運営負担金収入が680万3千円です。

スクールバスの運賃収入が５９１万９千円で、これらの収入を併せますと３千１４５万円となります。収入から経費を差し引きますと１億１千２１２万８千円の赤字ということになるかと思えます。町営バスの経費については赤字の８割部分を、民間バス事業者への補助金は全額、併せて２千７２１万円が特別交付税で措置されています。また、スクールバスの経費については、１台当たり６０２万９千円で１０台分、６千０２９万円が普通地方交付税で措置されています。よって町の実質負担は約２千４６２万８千円ということになるかというふうに思います。次に各々の交通事業の乗車率について申し上げます。ええ、各々の目的に対する交通事業の乗車率でございますけれども、運行片道当たりの平均乗車人数をバスの乗車定員で割ることで本町の乗車率として申し上げてみたいというふうに思います。データは平成２８年１０月から平成２９年９月までの直近の１年間でございます。町営バスのうち交通系の乗車率は、大朝線が１４％、瑞穂インター線が５％、邑南川本線が１６％、口羽矢上線が１３％で、平均すると１２％、ええ、人数にいたしますと、３．０７人にご利用を頂いております。次に生活支援系の乗車率でございますが、けんこう号が２２％、ふくし号が５％、やまびこ号が９％で平均すると１３％、２．７８人にご利用頂いたことになります。スクールバスは羽須美地域が１５％、瑞穂地域が１５％、石見地域が９％で、平均すると１３％、３．８１人にご利用を頂いているということになります。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ええ、まだまだ、いっぱい、いっぱい聞きたいところでありますが、時間がないので、ええ、私の思いをここで述べさせていただきます。ええ、先ほど申しましたように、あのう、生活環境、地域の環境も非常に変わってきたという状況でありますけれども、町民にはですね、等しく移動すると、移動できるという権利があると思えます。ええ、それを支えていくのが公共交通。ただ、ものが走っとればいい問題ではない。ほいで先ほど言いましたように、ええ、これだけの金をかけながら乗車率はこうだよという状況でございます。とにかくそれを一刻も早く別な方法論に変えていかないとイケんのじゃあないかというのが私の思いであります。それで、要はまずはですね、この間、あのう、京都府の久御山町に行った時に、まあ、感じてこれをちょっと今出しとるわけですが、あのう、久御山町へ行ったらですね、デマンド交通、デマンド交通いうて、デマンド交通へ行っただんですが、あそこのデマンドは家から家へのデマンドでなかったんですよね。あれで、おう、こりゃあちょっとおもしろいなど。地域から地域のデマンドだった。だから例えばどっかの集落に一つの拠点があったら、まあ、今でいやあ、スクールバスとおとととこなら、そこが駅かも分かりません。それからどこへ行きたいよというデマンドだったんですよ。うん、こりゃあいいなど。そうすると、なぜいいなあと思うたのは、今度はタクシー会社がおるのはタクシーはもう、ね、家から家で大いにやらんにゃあイケんと思いますが、そういう間のステップが一つあるような交通体系もいいなと思ったわけです。で、そういう中で、それを分析いうか、まあ、交通、町内の交通の範囲と役割分担というて私書いておりますが、まず、小さな地域内を受け持つ

交通。家から家でない拠点から拠点の交通。さっき言いましたように、家から家はタクシー。んで、地域と地域を結ぶ幹線の定期せん、定期便。例えばうちらで言えば、ね、口羽から矢上までと言いますか、もうちょっと先まででもいい、拠点があればね。そこまでに行く定期路線、ピストンの。定期路線があるところへその今拠点を結ぶデマンドがその、例えば口羽であるとか、阿須那であるとか、高原であるとか、そういう拠点までをそのデマンドのちさいバスと言いますか、10人乗りぐらいが、まあ、運ぶと。そうすればもう中は縦、横でつながるんじゃないかという思いがしたわけです。それで今度もう一つ一番大切なのは、まあ、それと、今ある町外へ行く分はどうやって残すか、そこをどうやってつないでいくんか。あるいはスクールバスはどうするんか。スクールバスは今、今の状態でなんぼその乗車率がわりい言うても、同じ時間に行って、同じので帰らにやどうにもなりませんので、まあ、バスがこもうなるか大きなるかぐらいのちがいだと思います。まあ、そこいらはですね、全部をそういう方向の中でひっくるめて、今はその各々にまかした状態になっとる。例えば各地域の運送会社とかで、まあ、入札をしてますけど、で、そういう状況でなくて、それを一本化するねえ、会社をつくらにやいけんなど私がまあ、思ったんで、会社を。そりゃあ、わしらの仕事を取られるじゃあないか思うて運送会社は思うか、そうじゃないんだ。その人たちがそう思うんならそこへ出資をして、町と一緒にその会社をつくってですね、その中がほんとに効率よく動ける、例えばデマンドの小さいバスが各拠点でのうても、まあ、どっかにおった、それがこっち行ったり、こっちのがこっち行ったり、まあ、いろいろ電話がかかる、て、その代わり拠点から拠点だよと、それ以外はタクシーでやってくださいと。ただそのタクシーもまあ、羽須美のことを言いますとタクシーがおりません。だから瑞穂やら石見からタクシーを雇おう思うたら非常に高くつきます。だからそういうところは、これこそ今さっきの1億がうまく使えたらですよ、タクシーのお迎え料金の半額は補助しますよと。そうすりゃあまだまだ羽須美の方からでも瑞穂やら石見のタクシーを呼ぶかも分かりません。だからそういうふうに全体をですね、もうちょっと、今までは例えば、まあ、その今のまでのずうっと積み重ねたばかりがずうときとる。そうじゃなくてももうほんま抜本的にどうやったらほんとに町民さんの隅々まで、ここへ、あのう、じゃ、交通弱者の平準化いうて書いとるのはそういうことなんです。どこにおろうが、例えばわしなんか一番東の、ね、上田の一番東におろうが、どこにおろうがだいたいおんなじぐらいでその恩恵、恩恵というか、まあ、移動の、受けられるいうところを考えていくのが、私は役所であり町でなきゃいかんのです。それを今はもちろん地域の活性化でね、創生事業でやれ、それに取り組むぞとか言ってますけども、それはね、もう生活の一部なんですから、その活性化をするのはその地域でせにやいけんですよ、ものを元気にしたり、いろんなことを活性化はせにやいけん。ただ、この生活にかかわるこの一部分についてはそれを地域まかしとっちゃあいかんと思う。私は。もう町がそこらへ乗り出してやっていかんやあ、いう思いで、まあ、まだまだなごう書いとったんですが、うまいこと頭に入っとるけちょっとまとめてしまいましたが、まあ、そういうことです。だから、すぐそういうことをせえてはいけません。いかんと思います。今は今までの業者もいっぱいおるんだし。ただその人たちに少しでも話をして、今度こういうことで便利に、

町民さんが便利になるためにはこれがええんだよ、あなたたちには、ね、あのう、へん、へんなようにやあなりませんから、まあ、この方向でいきましょうやと、町民がうまく行けるように、その1億の金をつこうてね、というようなことを役所が考えにやあ。地域にほっぽりなげにやあ、あんたら便利がわりいならあんたらのとこで考えよいうのは、こりゃあおかしい、というのが私の思いです。ね、そういう意味で、時間がありませんので、まあ、最後に町長にお願いして、町長がまあ、おう、そう、なるほどなと思ったらなるほどなで、まあ、すぐにとは言いません。やはりいろんなことをやっぱり考えてみにやいかんというふうに思っていたいただければと思いますをお願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい議長、番外。

●議長(山中康樹) 石橋町長。残り時間がすくのうございますので、簡潔にお願いします。

●石橋町長(石橋良治) ああ、根本はやはり憲法に保障されている移動権というものをしっかり担保するっていうことが大事だろうと思います。その上でやはり三上議員もおっしゃってるように、利便性となおかつ効率性、これをどういうふうにまあ、両立させていくのか。そういうような一つの提案だったというふうに思います。したがってまあ、今の提案も受けて今生活交通検討委員会もございますのでしっかり議論をしていただきたいというふうにまあ、思っております。

●三上議員(三上徹) 議長。

●議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ええ、時間がないのでちょっとはしょってですね、あのう、かいつまんだ状況の中で、町長にその意見を求めましたが、まあ、私の思いが伝わればそれで、今日、よかったかなと思っております。これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

●議長(山中康樹) 以上で三上議員の一般質問は終了いたしました。本日はこれにて散会といたします。

—— 午後 3時24分 散会——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員